

# 建設水道常任委員会

平成18年9月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎飯高 昭二                      ○浦野 圭司                      小野 隆雄  
吉川 勝義                      中川 靖広

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
都市建設部長	藤本 宗司	建 設 課 長	加藤 保幸
同 課 長 補 佐	佃田 眞規	観 光 産 業 課 長	今西 弘至
同 課 長 補 佐	川端 伸和	同 課 長 補 佐	角井 敏文
都市整備課長	藤川 岳志	都市整備課参事	堤 和雄
同 課 長 補 佐	井上 貴至	上 下 水 道 部 長	池田 善紀
上水道課長補佐	井上 究	下 水 道 課 長	谷口 裕司
同 課 長 補 佐	上田 俊雄		

## 3. 会議の書記

議会事務局長    浦口 隆                      同 係 長    峯川 敏明

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）  
署名委員 吉川委員、中川委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。  
それでは、本日の会議を開きます。  
初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

町 長 今回、議案第55号、第56号として上程しておりました、斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1、その2）であります。去る8月22日に制限付一般競争入札を執行し、2件とも前田建設工業株式会社奈良営業所が落札し、8月31日に仮契約を締結したところであり、今議会定例会に、その請負契約の議案を上程いたしました。

しかし、去る9月8日に前田建設工業株式会社の社員2人が、廃棄物処理法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反するとして、横浜海上保安部に逮捕され、このことを受けて当町では、町の指名停止措置要領、斑鳩町建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領に基づき、前田建設工業株式会社に対して、9月12日付で指名停止の措置をとったことから、仮契約を解除することとなりました。そのため、本議会に提出しておりました前田建設工業株式会社に係る議案第55号、議案第56号の2議案につきましては、9月13日に議案撤回の請求をさせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。本当に皆様方、大変ご迷惑をおかけしました。

なお、この公共下水道管渠築造工事につきましては、10月には新たに制限付一般競争入札の公告を行い、12月議会に再度、工事請負契約締結の議案を上程してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、9月4日の本会議から付託されています議案第54号、平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案

第57号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その3）の関係等について、慎重審議において、原案通りご承認を賜りますよう、よろしく申し上げます。継続審査につきましては、公共下水道事業に関する関係等について、担当からまた詳しく説明をさせます。以後、陳情の関係等については色々と慎重に精査をしていただきます、この関係についてもまた担当から詳しく説明いたします。各課報告につきましても、担当から説明いたしますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、吉川委員、中川委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願い致します。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第54号、平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）ついてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。池田上下水道部長。

上下水道  
部長

それではまず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

上下水道  
部長

本補正予算につきましては、資本的収入といたしまして管路近代化推進事業国庫補助金として、石綿セメント管更新事業及び塩化ビニール管の更新事業に対する国庫補助金額が増額されたことによりまして、1,492万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。補正予算書3ページの実施計画でご説明いたします。3ページをお願いいたします。資本的収入、第1款資本的収入、第2項補助金、第1目国庫補助金、既決予定額3,205万9,000円、補正予定額1,492万4,000円、計4,698万3,000円でありま

す。それでは1ページにお戻りください。朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

( 補正予算書朗読 )

上下水道 以上でご説明とさせていただきますが、何とぞ原案通りご承認賜り  
部長 ますようお願いを申し上げて、ご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として、原案どおり可  
決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第54号については当委員会とし  
て満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(2)議案第55号、(3)議案第56号について、議題にあ  
げる前に、理事者の方から報告がありますので、まず報告をお受けす  
ることといたします。 谷口下水道課長。

下水道課 それでは、契約議案でございます議案第55号、平成18年度斑鳩  
長 町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)、工事  
名でございますが、斑鳩町水質改善公共下水道事業第11処理分区龍  
田西汚水幹線工事及び議案第56号、平成18年度斑鳩町公共下水道  
管渠築造工事請負契約の締結について(その2)、工事名、斑鳩町水  
質改善下水道事業第11処理分区神南汚水幹線工事の議案撤回につい

てご報告いたします。

契約の相手方でございます前田建設工業株式会社が、先ほど町長のご報告の中にもございましたが、平成18年9月8日、神奈川県横浜市でマンション建設現場の事務所の仮設トイレから、浄化处理されておらないし尿、約3トン横浜港内に不法投棄した疑いで横浜支店横浜山の内作業所統括所長及び副所長が廃棄物処理法違反の疑いで横浜海上保安部に逮捕されたことを受け、斑鳩町建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の規定により、平成18年9月12日付けで指名停止の措置を講じたところでございます。

このようなことから、議案第55号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）、斑鳩町水質改善公共下水道事業第11処理分区龍田西汚水幹線工事及び議案第56号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）、斑鳩町水質改善下水道事業第11処理分区神南汚水幹線工事について、入札公告15（2）の規定により、仮契約を解除し、契約の締結についての議案を撤回するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第55号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）及び議案第56号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）についての議案の撤回に係るご報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 報告のありましたことについて、質疑をお受けいたします。

小野委員 少し確認させてください。先ほど前田建設工業の横浜支店ですか、そのそういう事件について、どのような事で情報を得られたのか。と言いますのは、確か4日の総括質疑でも私は色々話をさせてもらって、ありましたけど、低入札価格調査制度の中で、やはり信用状態という事は難しいだろうと、それを22日の入札執行から、決定するまでの間に、例えばその中にも信用状態などで建設業違反の有無という

事、それから賃金不払いの状況及び下請け代金の支払い遅延状況等、具体的に謳われとるんですが、その何年にもわたって、これは2004年5月から今年4月までに推定650トンも流されるとか言うて、悪質だと判断した。それで、廃棄物処理法違反、不法投棄で調べられてるといふ事で、この情報をどういう状況で、例えば前田建設工業自体がね、今回こういう状態ですからといふ事で向こうから連絡してきたのか、また他の方面から情報得られて、その結果指名停止という形をとられた、それらについてももう少し具体的に説明してもらいたいと思います。

総務部長 横浜で起こしました事件につきまして、我々知り得たのは、9月12日の10時、たまたまインターネットを見ておった中で、読売新聞社の8日付けでの22時の記事が、その12日のインターネットの中で映ったといふ事で、我々は最初に知り得たといふ事でございます。その事で早速その事実確認を横浜の海上保安部に問い合わせた結果、それに間違いはないといふ事でございました。そうしたことから、早速昼から審査会を開きまして、そういった対応を、どのようにしていくかといふ事で審議をした結果として、指名停止をしたといふ事でございます。そういった中で知り得たものでございます。ただ、当該の奈良事業所にも問い合わせたわけでございますけれども、たまたま営業所長が和歌山の方へ出張しておるといふ事ですぐに来られないといふ事で、明日出向くといふ事の中で、その事実は間違いはないといふ事で関西支店の方から、支店長から電話で聞いておるといふ事は申しておりました。

小野委員 色々インターネットというもので、部長、たまたまといふ事なんですが、たまたまインターネットで色々調べていくとかね、そういう事については私はちょっと、ちょっとどうかなとは思いますが、そうして見つかったから、12日ですか、この建設委員会、付託されてる常任委員会、今日以後やったらこれはいろんな事あるから、ちょう

ど12日にたまたまインターネット見ておられたという職員がおられたという事は、ラッキーと言うんですかね、そういう形だと思うんですが。それとね、奈良営業所ですかね、入札のあれには、あくまでも前田建設工業株式会社奈良営業所で、そのの所長という事で入札に参加していただいているんですが、今回の横浜支店の作業所ですか、横浜支店の方もちょっと調べられてるというような情報もありますけども、奈良営業所がその事を、こちらから事実確認されたらはっきり分からないような感じも、同時に関西支社ですかね、そこからそういう事を聞いてるという電話だけで、向こうから、前田建設工業の方からは一切、斑鳩町にそういう事です、という事はなかったんですかね。

総務部長 事情聴取をした結果によりますと、先ほど申しあげましたように、関西支店の方から携帯電話で知り得たという事でありましたけども、この関係につきまして、いわゆるペナルティーが近畿圏内でなく、外であったという事からペナルティーを課せられないというように理解しておったということは、うちの先ほど申しあげましたが指名停止にかかる要領について、十分把握しておらなかったところ、再度よく見た結果、それは圏外で起こった場合でもそういった重大な過失があった場合でもなるという事を知り得たという事を申しておったところでございます。そうしたことで、それならば重大な事やという事で、びっくりして反省しておったというようなことも聞いております。

小野委員 内容ね、公告されてる内容もしっかり把握してなかったというようにも受け止められるんですが、仮契約までされたという事で、その入札が成立したという事で、低入札価格調査制度というのか、その事はもちろん熟知していて、70%以下がほとんど入ってきてるという事で、その事も承知で応札してきているし、そして、調査制度も終わって町としては落札者として決定して、他の応札者というんですか、その会社には全て落札者が決定したという事でこの入札はこれで終わってある。あとはただ、仮契約してあって、あと議会の議決という事で、

それを待ってるだけという状態で、12日に早速対応していただいていることに対しては何らないんですが、そしたらその決定された事に対して、前田建設工業に対しての連絡、また電話連絡でそういう事だけで済んであるのか、やはりこういうディベロッパーというのは、得意先としてのこういう自治体というものを大事にせないかんからね。やはり、一種の一つの迷惑をかけてるんだという認識があれば、指名停止の、それは勝手にしたるといようなもんじゃないと思うんです。だから、こうして議会に対しても色々手続き追っていかんなん事もあるし。斑鳩町にとってみたら落札者として決定した業者が、こういう事を取り消さなければならない、いろんな意味でデメリットもありますので、その事に対しての前田建設工業としての町へ対して、今までにどういう具合に事情説明とか、詫びというんですか、そういう事があったのかなかったのか、もう電話だけであつ、そうですか、というのか、それとこちらから指名停止という事が出された。その事がどうい事なのかという事は、この契約は仮契約は取り消すという事です、その事もきちっと謳って通告されてるのか、その点ちょっとおさえて言うてもらえますか。

総務部長 先ほど奈良営業所長が来られまして、という話の中で、色々な事情聴取をした結果で、いわゆる入札に参加した中で入札放棄についての内容について十分承知されておるかと言うと、知っております。その関係の中で15の2の中には、こういったものが生じた場合については契約が、仮契約についても解除になるという事についても知っているかという事も加えて申し上げましたところ、十分知っておりますという事の中で、大変迷惑をかけたというように営業所とされては、担当の事情聴取についても迷惑をかけたという事でお詫びされておったという事で担当からも聞いておりますし、あわせて私の方にも営業所長が来られましてお詫びされてました。また、町長、助役にもお会いしたいという話でございましたけれども、たまたまお会いする機会が得られなかったという事で、よろしく伝えておいてくれと、とりあ



えず伝えておくという事でお帰りになっていただいたという事でございます。早速その後当町といたしましても、前田建設工業に対しましては9月12日付けで指名停止処分についても通知いたしましたし、あわせまして仮契約解除通知もさせていただいております。また、今日付けをもちまして、入札を参加されたその他の各社に対しましても、そういった事と同じような内容で通知をさせていただいております、という事でございます。

小野委員　それでね、前田建設工業としてはね、指名停止という事で期間を決めて通知されておるんだと思うんですけど、指名停止ですからね。やはりこれはもう、斑鳩町にとって、斑鳩町の住民にとって重大な過失だと思うんです。見方によったらこのまま進んであつたら、町としては4億5千万、2つの補助金助かるんですよ。色々調査していただいた結果、大丈夫だという判断された、その事については、その時点で分からなかった事だから、別になぜや、という事は私は言いませんけども。それと、また工期が遅れるという事で、新たな入札をせないかんという事で、事業に対して、3ヶ月くらいの遅れだと聞いておりますので、全体から見れば微々たるものだと思うんですが、いろんな事もあると思うし、実際、こんりんざい、こうして前田建設工業に対して仮に指名競争入札でなかったも一般競争入札であっても、私は応札してもらっても、それは受入れる事はできない、それ位のことであると私は考えております。こんなん、全くこの、議会のタイミングでね、そうして議案の撤回と言いますか、それも可能だけど、これ、契約しあつたらどうなってるんですか。色々書類の中で、逆に前田建設工業からこういう具合にして議会が、議会がと言うんですか、町長の方から議案の撤回申入れあるので、その事も知って会議に諮ってという事で、本契約にもっていけないという状態、それは先方が作ったことですし、それはもう法的にも何ら訴えられるものもないと思います。ただ、どっかにそういう事で、もしかして何かないか、という事だけきちっとやってもらいたい。あとで前田建設工業とかに訴えられる事

のないようにきちっとしてもらいたい。普通、仮契約があって、なぜ本契約というのは議会の議決か、という事なのですが、当然その事に向かって、議案を上程、提案してもらってます。しかも、初日に付託した、付託先が今審議しようとしている。先ほど12日ですか、そういう事で偶然発覚したという事ですが、そういうのもやはりこれからも十分気をつけてもらいたいし、今後の、どういう形で入札を執行されるのか、また私も注意深く見させてもらいたいし、何も事業が進んで行く事に対して、こういう事があつたらいかんから、色々議会も審議させていただいてますし、その点十分慎重にやってもらいたいなと思うんですが、何か対応策というんですか、次回同じ現場の入札についての、色々考えておられる事、それからある程度の日程的な、例えばすぐに入札されてね、3ヶ月という言葉は私は12月議会の事を思っただけなんですけど、臨時会を開いてでも事業を早く着工しなければいけない、そうしていくべきなのか、どのようにお考えになってますか。

町 長

今、小野委員からご指摘のように確かに仮契約をした中で、私はこのやっぱり前田建設工業株式会社が誠意があるのか、という事を問いただしたいと思っておるわけです。8日に起こった事件をやはり速やかに報告する事が、直ちに町へ来てやっぱりそういう事がありました、という報告をすりゃ、まだまだあれですけども、結局私の方でインターネットで分かったという事で、結局そういう処置をさせていただいた。そういう経緯をやっぱり持っていたかできなかったら、我々としてもやっぱりその関係等について、仮に議員の皆さん方に提案した中で9月25日に本会議で採択をしていただいた。後でそういう事が分かって、そういう事がなぜ分からなかったのか、こういう事にまたなってくる可能性もあろうと思いますから、やはり起こったこと、現実にもうあつたんですから、そういう事についてやっぱり今後慎重に、また特にこういう問題等については、慎重に特に安全管理等の問題もございまして、十分処置をしていかなければなりません。先ほど私、

冒頭で挨拶をさせていただいた中で出来れば10月に新たに制限付の一般競争入札をさせていただきたい。若干、設計の変更というのも、当然同じものを出すと言うのもあれですから、設計変更させていただいて10月に制限付一般競争入札、11月に入札をして11月の事前委員会等、また12月の本会議等に上程をして参りたいという事で、お願いしたいと思います。小野委員のご心配のように、このためにやっぱり3ヶ月もしくは4ヶ月程度、工期が遅れてまいりますから、皆さん方やっぱり町としては出来るだけ早く工事をして、出来るだけ早く幹線から、公共マスから宅マスに繋ぎたいという希望もあるわけですから、そういう事の住民の心配を少しでも早く解決するために、出来るだけそういう努力をしてまいりますけれども、小野委員ご心配のように出来るだけ慎重に対応をして参って、12月議会に上程をさせていただいて、工期的には3ヶ年になってまいりますけれども、県とあるいは国と問い合わせ、現在そういう形で、県の方もそれはやむを得ないという事もおっしゃっていただいておりますので、そういう事も十分慎重に取り計らって参りたいと思います。非常にご心配していただく事については、感謝を申し上げます。

小野委員 それとね、町長がそうしておっしゃっていただいているので、私はそれで結構だと思うんですが、ちょっと一つ、指名停止というのは期間決めて指名停止されているのか、その期間というのは例えばですね、指名停止が9月12日から3ヶ月、今、町長、11月頃とかおっしゃっておりますので、仮に1ヶ月とか2ヶ月で、そしたら、今度入札執行の時、参加してこれる状態になるのかなと、ちょっと素朴な疑問が湧いてきてるんですが、その点、先ほど私申し上げたように、斑鳩町にとって重大な事件を起こしてくれてる、前田建設工業というのは、私はどうのこうのというのは経審とかでみんな入札参加してもらっているし、また特に今回は低入札価格調査という、それに則って信用調査、調査されている。その中で前回の建設委員会の中でまだ調査中についても、見込みという形で、それはちょっとどうかなと思てんけど、助

役さん大丈夫やろという認識で思っておられて、担当課でその結果を受けて、よっしゃという事でされた。一番腹立たしく思っているのは、助役さんやと思うねけど、その点どうなんですか。そういう審査会の長でもある助役さん、間違いはないですね。それでちょっとコメントをお願いします。

助 役

この件については、委員より多くのご質問がございました、前田建設工業については大手業者という事で信用してる、大丈夫だという事を言って参りました。今回の事件において非常に残念だと思ってるわけです。従ってこういう事件が起こった場合に町としては処置をするという事になっています。今、小野委員がおっしゃいましたように、こういう事件が起これば指名停止処置要領というものがございまして、それに該当するかどうかを審査致します。該当した場合については、斑鳩町建設工事請負業者資格審査会に議を得るという事になっておりますから、議を得たという事でございます。その中で通常の場合は停止措置要件がございまして、その要領第3条別紙4の(4)のウに該当するわけでございます。これは指名停止1ヶ月となっておりますが、資格審査委員会ではこの業者実態の対応のまずさ、まして大手業者がインターネットで9月8日に詫言状を出してる、そういう中についてもお得意さん、つまり町はお得意さんであります。そういうお得意さんのところに何も言っていない、という事に対して我々審査会は大きな腹立ちをしたわけです。従って先ほど小野委員も少しおっしゃいましたように要領また入札告示等の項目に該当し、抵触するような形となれば指名停止をとる。抵触した場合でも訴えがある可能性がありますから、当然対抗できる範囲での指名停止、こういう事で審査会に諮りました。従って審査会の全ての委員が6ヶ月という事の指名停止をするということになったわけでございます。従って今回の工事につきましても、町長もおっしゃいましたように、仕切り直しを行い、12月議会に請負契約の締結の上程という事の計画を持っておるわけでございます。前田建設工業株式会社は指名停止ですからない、次の

入札には参加しないという事でございます。ただその後、どういう形で前田建設工業株式会社を町としてどういう対応をしていくか、この点は今後の課題だと考えております。今回につきましてはこの事業における、前田建設工業株式会社と仮契約を解除するという事であり  
ます。

委員長 他にございませんか。中川委員。

中川委員 先ほど総務部長、たまたま12日にインターネットで拝見されたという事なんですが、たまたま見ないで25日の議決後、このまま通っていたら、その後に発覚した時にはどうなるのかが一点と、重大な事件という事ですが、故意に産業廃棄物を山へほかしに行ったとかじゃなしに、マンション建設現場の仮設トイレの浄化槽の大きさが職人さんの人数と見合わなかった、であるから汚泥がそのまま流れ出したんではないか、という事で逮捕されてる人も否認されてるという事をホームページで見せてもらいましたが、そんな悪質な大きな事件でもないんではないかという認識が一点、斑鳩町の住宅の中でも浄化槽の汲み取り、長年にわたってしてなかって、直接汚泥が出てるやないか、臭いやないかというお家がたくさんありますわな。それと一緒にの事やと思いますねけどね。その後もう一点が、小野委員もおっしゃられましたが、予定価格より4億5,000万ほどですか、安く入札結果が出て、この後に入札される時には入札をして、例えば2億やったら2億また上がるような、言うたらその2億が町にとっては損、計算的には2億が損になるなという思いが一点。その点ちょっといっぺん。

町長 こういう汚泥のたれ流し、建設業法に言うたら、一番汚泥と言うのは処理をするのが金がかかるんです。それをやっぱりそういう事をしてたという事自体が発覚されたのは、恐らく横浜の住民あるいはそういう方々が必ずやっぱりその事を指摘をされておったと思うんです、やっぱり期間が長いですから、そういう事も踏まえて簡単な違反とい

う事よりも、怠った対応が特に産廃あるいはこういう、し尿汚泥の関係等については、特に建設業法は非常に厳しくなっておりますものですから、それらのこともやっぱりそういうモラルが欠如しておったという事自体が非常残念でございますし、特にインターネットでたまたま見たというよりも、特に今、新潟とかいろんな事で談合事件とか色々な問題で指名停止をされます関係から、なかなか県から通知がくるとかいう問題よりも、やっぱり早く察知をするという事で、指名停止したのについて把握をしなければいけない、という点もございましたから企画財政としては、そういう把握を十分しなきゃいけないという事を見てたという事になってこようと思います。それと9月25日、先ほども申しましたように、請負契約も済んでこのままいくかどうかと、そしたらやっぱり提案した町が、もし仮にそれが議員さんの中で今度12月議会あるいは11月の事前委員会でそういう指摘された時に、やっぱり町としてもそういう事がわからなかったという事について、先ほども申しましたように、やっぱり9月8日に起こっている事は事実ですから、速やかに前田建設工業が我々の、斑鳩の得意先の業者に、請け負っている斑鳩町に当然連絡する事が大事です。それを怠った。担当からも聞きますと、言わなかったらこのまま済んでますやんかという事をまだおっしゃるような感じですから、そういう点が非常にモラルが欠落しておるという事でございます。最後の、4億ほど安く低入札価格で落札された。次、10月にして、11月に入札する関係等については、これはまた入札ですからどういう結果になるのか、仮に予定価格等の関係を応札でどうなのか、これは入札ですから我々健全に、皆さんが、入札指名された業者が審査をして適格であって、そして入札をするという事で、郵便入札で開封する中で結果を我々としてはどういう結果で、また再度低入札になるのか、我々としてはまだ現時点では分かりませんし、また結果が出てまいりますから、その時点で十分にご相談を申し上げたいと思います。

中川委員 町長、先ほどもう一回再度入札される時に、設計変更。この設計変

更するのに、やっぱり設計手数料というのが必要になってくるんだと思うんですが、何のために設計変更されるのか教えといていただけませんか。

助 役      やはり再入札となった場合は、当初の設計通りにいくというのは非常にまずいと思うんです。と言いますのは、業者は当初の設計通り、全ての業者が見積もりしてるわけですね。それは3ヶ月前なら3ヶ月前の時点における単価で見積りしてる、という事も考えられる。そういう事もあるし、また、その見積りをする中でによって業者その者では当初見積もりした者が、あとの方で、これはもうちょっと付け加えたらいいなという事も、いろんな要素があると思います。そういう事とやはり再入札する場合は、いわゆる大きな変更じゃなしに、軽微な変更という事になると思うんですが、下水の場合は延長変更する事は出来ないので、中の内容を若干変える。けど、ミニシールド工法について内容及び技術は変えられない。立抗等の内容、また、仕様の一部を変えていくというような方法しか変えられませんので、こうした仕様で変更して、そして新たに入札していく考えでおります。

中川委員      これが図面としたらね、これで今その1、その2、見積り入札されました。それで、こんな形のものに変えてしても、やはりこれを基にして積算するんでしょ、これを基にして積算すからねから、もう一度これで積算させたらいいだけの事やと思いますけど。わざわざ費用かけてね、設計変更しやんなん理由が、私は納得できません。

助 役      我々は業者が見積もりについて、大きな手間とか費用がかかるとか、これは我々は考えてないわけです。あくまでもやっぱり、きちっとした見積りをもって、コストの削減したような形で入札していただく、これが我々の希望でございますから、そういう事を含めて同じ形でやはり予定価格を公表するという事は非常に難しい、やはり変更した形で行う、そして入札を実施する、こういう事でございます。そこらは

ご理解願いたいと思います。

中川委員 業者の手間を言うたんじゃないんですよ。なぜ、わざわざ町がこういう設計し直して費用かけやんなあかんのかが分からないという事です。この、もともとの図面ででっせ、設計書ででっせ、またいろんな業者が計算したらいいだけの事ですやん、今の時点で。3ヶ月やなしにもう一回、今現時点で積算したらいいだけやと思います。

助 役 議長のおっしゃる事は非常によく分かるんですけど、これまでやっぱり再入札というのはほとんどなかったわけです。ところが、他の市町村でもやってる場合は必ず設計変更してます。そしてまた業者を変える場合もあるんです。同じ設計内容ならば業者変えやんな、という事になると思います。ただ、町として制限付一般入札を実施するには、経審が変わる可能性もございます。そうした中で参加業者も変わると思います。そういう事も考えて町としてはやっぱりルールとしての設計変更を考えるという事でございます。おっしゃる事はよく分かるんですが、今までは町としては再入札という事はあまりなかったので、私の記憶の限りでは。ただ、他の町村では再入札あって、一つの方法は設計変更してやるか、一つの方法は業者を変えてやるか、という事を、二つの手法でやってるところでございます。本町は、制限付一般競争入札でございますが、ほとんど同じ業者が参加するの違うか、という事を思ってます。したがって、軽微な設計変更して入札に諮ることを考えています。

委員長 小野委員。

小野委員 今の中川委員のやりとりの中で、私も触れておきたいなと思うんですけど、今、助役さん、入札が不調に終わった場合のあとの扱いという事で、確かに予定価格を達してない時分の、予定価格に達しなかった場合、それはやり方として設計変更するなり、また業者を全部指名



しなおす、これは当然の事なんですね。今回ね、これについては同じような事が起きとるんですね。この前の総括質疑でも私ちょっと触れたし、そういう事はちょっと無理な話だという事は分かってます、分かりながら言ってますので、助役さん、そこら意を含んで今度の予定価格というものに対して、シビアにやってもらいたい。当然予定価格の積算は町の担当課でされている。そして、これは低入札価格調査制度にあたるという事で、入札執行者の方から相手に対して即積算書、それを担当課でチェックする、それが妥当だと判断されたから仮契約を結ばれる。だからこちらの方で積算したのより、これが妥当だと。今の時点でね。そしてまた3ヵ月後にそれが今まで町の方で建設課と色々なことでやった、その事に対して、それが妥当だという事は私は有り得ないと思うんです。だから次の入札についての、設計変更するという事に対しては、それは今まで落札しなかった場合、不調に終わったというのは落札しなかった場合の事を想定して、実際はそういう事しかなかったと思うんです、他でやってるのはね。だから、この価格、こちらが予定してる価格ではこのものが出来ない、だから設計変更する。建物なんかは部材をちょっと変えろとか、そういう形でやっていける。そのために設計変更という言葉が出てくる、同じものでやれる。だけど今回のこの下水の工区というんですか、それを変更するわけにもいかない。先ほど助役さんちょっと言うてはったけど、同じ工法でしたら一番経済的な工法、設計書に基づく一番経済的な工法という事にもあるし、例えば西の山のところからピットで到達抗、岩瀬橋、途中で止めとくというわけにもいかん、だから当然同じものしかできないと思う。ただ、前回の入札の結果、前田建設工業だけがダントツであれやったら、これはいろんな事情あったからやりよった事かなという事で、解釈できるんですけど、12社のうち今の分でも7億9,485万という予定価格の入札に対して一番高いところで6億4,700万、前田建設工業が4億6,900万、これは消費税抜きやからちょっと違うんですけど、なんぼ今度の予定価格、決定されるのどちらなのか知らんけど、しんどいと思う。設計変更というのはどんな形で出

来るのかな。今、中川委員が設定変更で費用かけやんでもいいやんか、という事、これも私らもそう思います。何もわざわざ設定変更する事ない。このままで出されたらいいんです。そして、業者も変える必要ない、前田建設工業だけやっぱりちょっとぬけて。だから、同じ業者に残りの11社ですか、そこへ応札させれば、それで十分だと思います。ただ、予定価格はせめて、もともとの7億9,000万とか言うような、消費税込みですから、それではちょっとまずいんじゃないかな、そのように思います。無理やり業者を全部入替えるという事は、今の助役さんの言葉ではないんやろな、という事は思ってます。その為設計変更をしたいという事もあるんやけど、わざわざ設計変更する必要もないやろし、まして着工が3ヶ月は遅れるんだから、何もする必要ない。今日の議論としては、私はこれ以上の事言いませんけど、やっぱり注目してますしね、これをいい機会に、そういう事で斑鳩町の毅然とした態度でね、毅然とした言葉ちゃうかなやっぱり、今までを踏み台にして、この現場についてはしっかり見てやってもらいたい、厳しいか分からんけど、やってもらいたいなと思うんです。

助 役

ご指摘をいただきました。小野委員がおっしゃったように設計は、我々は国の設計基準、設計歩掛、建設物価、建設積算、こういう基準をもって設計を行います。これは、我々としては正しい設計だと、このように判断してます。従って、町が定めた設計金額は、正しい設計金額であり、そして業者はこれをもって施工するという事で変わりないわけです。ただ、先般この工事におきまして、たくさんご質問いただきました。あまりにも低価格だという事で、ご指摘いただきました。しかし、最近と言うより今年になってからですね、大手建設会社は公共事業の受注戦略と言いますか、それが非常に変化してきております。ある程度の採算性を無視してですね、量の確保という事を考えて、それぞれの地方自治体において入札してるという状況が非常に多いわけでございます。今回もここではっきり申し上げますと、ひょっとしたら、分かりませんが、うちは最低入札価格調査制度を設けており

ますから、下の価格で入札する恐れもある、そのように思っております。しかし、予定価格を下げるということは難しい問題でございますけれども、次の入札がどういう事になって行くかという事はここではっきり申し上げませんが、今までの流れ、今年になっての大手建設業界の流れがそういう事になってるという事で、非常に我々としては委員皆さんに説明するのが非常に痛いなと思ってるわけでございますけれども、我々としてはやっぱり低入札価格調査制度ですか、そういうのを設けてる以上、それを無視して設計金額より大幅に低い予定価格を組むことは出来ません。それらもご理解願いたいと思います。

小野委員 助役さん、誤解ないようにお願いしたいんですけど、私はね、今おっしゃる通りです、こちらで積算した前回でしたら消費税抜きの比較価格言うた方が入札と価格一緒になりますから、例えば7億5,700万という事でこれは出してる。これの80%の低価格という事で、計算してないんですが6億くらいだと思うんですよ。それで、その金額も公示してます。その中で6億を超えたのが12社の中で4社です、12社のうち4社、3分の1だけです。その3分の2が、大半が低価格調査に、調査されるという事でも応札してきた。だから、助役さんがおっしゃるような状況だなあと、了解の中でそういう状況だろなという事で、1社だけじゃない、3分の2いってる。私も話の仕方がおかしかったと思う。予定価格下げてたらどうや、という事はこれはちょっと出来ない。だから、同じ予定価格で今度12社が全て前の工区、また北工区ですかね、龍田川幹線の方ですかね、第2工区か、あこのことに98以上って、今度同じ業者がされたら、ちょっとふざけやんといってくれと、言いたなるという事で、私はそれを心配してます。業者を変える事も、その中で設計変更してあるから、こういう状態やという説明を、解釈されたら困りますよという事でね、設計変更という事についても中川委員もちょっと色々懸念されてるという事ですので、そこらも同じもので出されて、そういう応札しかなかった、そしたら議会の議決の時にちょっとおかしいやんか。それは予定価格を下

回ってる金額で一番最低額やったらいいけど、同じ現場を3ヵ月後に90何%でくるといのはおかしいやんか、という事を言わさんようにしてほしいなど。入札執行する側にとったらね、それはもう業者のあれやけど、そんなんをあえてね、設計変更してるからこれでいけんの違うかなというような、誤解を与えたらいかんから、同じ設計で同じ予定価格で、そして前田建設工業だけ除いて、この11社でやってもらいたい、どんな結果出してくんのかね。それで、今まで60から70くらいのがね、もう20%くらいポーンとみんな上げて来たらね、ふざけんなんと、それは言いたくなりますよ。確かにうちは予定価格のあれも出してる。この前の入札執行されたの8月22日ですやろ、3ヵ月後に低入札価格調査というのあるという事ももちろん知りながら、これあるからもう上入れとこと、これこそまさしく談合される、そういう事になってくる。そういう事態にならないように、そういう時に議会としてどう判断していいのかなと思って困るから、それは入札執行される側ももっと困ってはると思いますねん。それやったら、国の基準というんですか、手続からきちっと積算できてその価格を、こういう事があるから予定価格を例えば6億位にしぼっとくとか、そういう事はやっぱり出来ないんですか、どうなんでしょうね。

助 役

下水道の場合は、工区というものはだいたい決まっていますから、その工区自体のエリアを変更するという事は非常に難しい。例えば小野委員おっしゃるように、町の工事が、道路工事とか水路工事、これは半分でやろうが何も問題ない、という事を言えるのですが、公共下水道の場合はどうしても国費がついてますから、それを執行しなければならぬという事もございますので、その辺は非常に難しいと思います。ただ、先ほど私申しましたように、設計変更も大きな設計変更ではなしに軽微な設計変更で済むだろうと、このように思います。それともう一つは今、小野委員もおっしゃってますように、またこれ元の形でやると、入札すると、これはないと思うんですけど、それこそ町はなめてんのか、こういう形になる事私も同感なんです。そういう事

にならないように、我々願ってるという事でございますので、ご理解願いたいと思います。

小野委員　これは担当からも聞いてますねけど、一応この仮契約する、取扱いについて、仮契約をすとなったら、他の応札業者に対して決定しましたという通知を行って、この入札は落札者決定だから、そのままいくという事になって、仮契約したのが不祥事で契約、本契約にいけないという事で、そしたらこれではもし、最低額の業者に対して、14項目ですか、これは履行できないという判断したんですけど、こういう事が漏れてた、し尿、だからこうして出来なかった。だからこの入札自体はまだ活かす事できるんだという判断は、これはもう絶対出来ないんですかね。それと、そういう事をして次の最低額の業者と、もし実施の14項目の中で不具合というんですか、それがあった場合はだめなんですね、契約審査委員会、調査依頼して、やっぱりダメだとしたら次の額にする、そういう順序追う中で、ただ31日の段階で今の前田建設工業がOKやと、その事によって前田建設工業がこの事を伏せてた、先ほど町長の話、伏せてたという事で憤り、私も感じてます。だから、この執行した事を復活させるという事は考えられないんですかね。

助 役　この前田建設工業株式会社と町とのいわゆる調査段階の中でそのような事が出てきた場合、それを対象とした調査の中での検討に加え、出来ないという、履行が出来ないというような判断を付けるかも分かりません。ただ、今回の場合は前田建設工業株式会社とこの金額で履行できるという判断し、そして仮契約を締結したわけです。仮契約を締結した場合については、もうそれで仮契約締結してますから、その当時の入札というのはもう終わってるわけです。この場合、新たな入札を執行する事になるわけです。前にもここで、委員会の方でそういう事も小野委員さん聞かれたと思うし、次の業者と同じ手続きをもって対応するという事は、あくまでも契約をしてない、仮契約をしてな

い、その以前の事になってそういう事になった場合は履行できないと判断して、2番目の最低入札業者と調査、チェックをすると、こういう事になるわけですから、今は仮契約をしてるという事で、新たな入札という事になります。

小野委員　　だけどね、言葉の事でね、私は何もそういう申出をされる必要、一切ないと思うんですよ。仮契約してあったから、この中で、今それを、この不祥事が発覚したから仮契約解除するために提案しておられる議案の停止もされてるんですね、この委員会の時点では。だから、何もわざわざ先ほど中川委員が言うように、設計変更して業者の選定してどうのこうのって、3ヶ月遅れさして、そうする必要一切ない。これが普通の低入札価格、これにのらない入札であって、仮契約、これはこの制度にのらんと、他の、例出して悪いけど、この後に出てくる低価格になってない町業者の請負契約、これも仮契約です。これはただ低入札価格制度のちゃんと調査に基づいての期間をおいて仮契約してるんです。だから、この調査に対しての項目、これらをきちっと出してこなかったら、これは調査出来ないという事で、次の方へいく制度ですよ、価格の。だから、一応、こちら信用度とか、そういうものをそれこそ信用して、その時点ではそういう事がないだろうという事で仮契約しただけのことで、その入札はそのまま活かしておくべきではないのかな。そういう事も私は考えられると思うんです、いろんな事を考えて。

助 役　　入札はもう終わってます。斑鳩町告示第10号で、この制限付一般競争入札実施の時に、入札告示してるわけです。その15条の中に契約の締結というものがある、その中に落札決定後、議会の議決までの間に落札者が入札参加の資格制限、または町から指名停止を受けた場合、仮契約を締結せず、仮契約を締結してるときは解除するという条項があるわけです。この場合、ルールとしては今の場合は入札が終わっておりますから当然新たな入札でやっていく。前田建設工業株式会

社については、契約を解除するという事でご理解をしてほしいと思います。

小野委員 あかね、普通の入札、この低入札価格というのは、私はこの本会議場でも言うたと思いますが、入札に対しての異常事態なんです。異常事態をクリアなものにするために担当の方で調査する。まさしくその事がこの中で、前田建設工業については信用状態、建設業法違反の有無という事でね、そういう事も含めて14番という信用状態がね、調査してる段階ではわからなかった。だから、わからなかって、例えばこの中にも、この事情聴取に応じない場合は失格とします、当然ね。そうした場合、どうするんだと。次の低価格と言うんですか、次の価格の人を調査するんです。そういう事なんです。だから、助役さん確かに公告15条ですか、そこにそう書いてあるという事は、私は正常な入札で仮契約してある場合は、そういう事が発覚した場合、まだこれは低入札価格だから、私はもうちょっと弾力性もっていいけるん違うか。と言うのは、もう一回入札するという事はいろんな事もありますし、ただ、設計変更には金はそんなにかからないと思いますし、せやけど入札執行するについては、いろんな事がかかってくる。私は今のこの現場については、一応仮契約した業者が低入札のこの調査で、一応クリアやという事になって仮契約しただけで、入札はまだ、落札者がその時は決定したけど、その数日後にこういう事が発覚して仮契約を解除すると、一方的に解除出来るんやからね。だけど、私はまだこの入札結果というものは、活かしくべきであって、何も新たに再入札をしなければいけない、という規程は私はないと思います。それだけのことです。

助 役 本件入札については、我々は低入札調査制度を設けて低入札、一番低い業者と信用度も含めて全てがチェックしたわけです。前田建設工業株式会社とは、この条件を全部クリア出来たから、履行可能という判断をして、仮契約をする。仮契約はご存知のように、議会の議決ま

でを仮契約しますから、議会の議決をもろたらもう本契約になりますので、そういう事がございますから、この入札はもう終わってると。落札して不正な入札やなしに、きちっとした前田建設工業が落札したという事がございますから、それに基づいて調査制度の中で、大丈夫、出来ると判断いたしましたから、仮契約を実施したという事がございますので、先の入札は済んでおるという事の解釈を我々してますので、そこらはちょっと理解してほしい。我々こうした解決をとったことについて、国交省と県の方も全部問い合わせいたしました。こういう例はありませんが、という事を付け加えて今私が言うたような形での処置が正しいという事の答えをいただいておりますから、斑鳩町は斑鳩町独自で考えたらいいやなか、という事をおっしゃるか分かりませんが、やっぱりルールとしてはそういう形でやってきたという事がございますから、その点もご理解願いたいと思います。

小野委員 国交省に聞かれたりとか、そういうもちろんこの工事契約の実務要覧とか、それらについてから組立られた低入札価格調査制度ですしね。けどね、今回のこのようなケースというのは国交省も想定してない事だと思うんです。だから、担当者がどんだけの状態、どういう状態というのが、どんだけ理解したのか、私はこれはもう、100%理解してることはない、こういう状態での仮契約ですという事と、それからあと、私が心配してるのはあとの経費面です。そういう事もかかってくるからね、だから、落札者が決定したという事で周知してますから、これは、この入札は終わりだ、もう一度やり直さんなんというね、それは常識的にはそうだと思うんです、価格に満たない場合も。それから低入札価格の中の内容は全部分からない、これが無理だという事でやり直したと、同じ事だね。けど、今回の場合もう少し弾力的にやってもいいんじゃないかなという事を私は言うてますので、その、先ほど色々話した中身も含めて、そういう事を懸念しなければいけないやったら、そういう解釈してもいけるん違うか、という提案をしてるだけで、それが違法だという事は私はないと思います。こちらか



ら入札をやっていく中で、事業を進めていく中でね。だから、あえて次のところに、という事も私は可能ではないかな、という事を思っただけで、話してるので。だから、そういう思いも含めて、次の入札は色々な意味で心配もしてますし、楽しみにもしてますので。

助 役 色々ご指摘いただきまして、町としてもこのようなケースが初めてでございますから、今後このようなケースが起こらないように啓発、対応していかねばならないと思っております。ただ、相手は業者でございますから、どういう事例が起こってくるか分かりません。そういう事がないように願うという事で、小野委員のご指摘もご指摘として聞かせていただきます。ただ、町としてはやっぱり規則基準がございますし、また入札方法がございますが、今回についてはそういう形で措置を講じたという事で、ご理解願いたい、ご理解、ご理解ばかり言いますけども、そういう事で、今の段階ではもう、他の方法を講じるということもできませんので、ご指摘は今後についての参考としていきたいと考えます。

委員長 他にございませんか。吉川委員。

吉川委員 今回の件については、いいと思うんですけど、慎重にやっていただきたいという事と、これははっきり言うて最低3ヶ月は遅れますわな。その間にうまくこと話出来たらいいけど、もし出来ない場合、後への工事まで影響してきますわな。今、ちょうど神南の塩田橋まで、岩瀬橋から前田建設が両方とも、龍田のどこまでやるわけですけども、それからまた昭和町の方へ工事が延びると思う。はっきり申し上げて、今仮に、548日間かかるという事ですけど、1年半程かかると思うんですけど、それが今度12月に仮に立つとして、塩田橋から後で考えておられる所まで延ばすわけにはいかないわけですか。

上下水道 続きですけども、今年度につきまして、国庫補助の内示あります。

部長 これについては、その範囲内で国庫補助の確保をやっておりますので、塩田橋から次、昭和団地の方については、来年度予算で要望しておりますので、来年度事業でやっていくという事になってきますので、来年度にその分は発注させていただくという事になっております。

吉川委員 同じ所から、県の土地ですので、借られるのも安く借られると思うんです、その土地借られるのに、だから出来るだけそこを利用してもらって、今、神南で管理し車も置いてあるやつも、皆自治会の長の配慮で、個々にも説明して、配布していただいた。私も4月の時点で今度あこをやられるという事を聞いてたんで、総会でも説明して協力を求めているわけ。だから、出来るだけ短期間にやってほしい、今、部長の方から説明あったんで、予算的な関係あるんで来年しか出来ないという事やけど、そしたら、同じ場所でそれが出来るんかどうかという事もよく検討してもらってですね、私は専門家でないんで、えらい安いってんで、言い方悪いかも分かりませんが、儲かったなというような感覚を持った。しかしこんなん今の状態でいくと、そんなんもう分かってるから、入札は難しいと思うんで、今、助役さんから説明あったようにされるんだと、あとはちょっとお金要るか知らんけど、やむを得ないんじゃないかと、私自身は思ってますのでね。だから出来るだけ二重にならんように、配慮をお願いをしておきます。要望だけにします。

委員長 よろしいですか。

各委員さんのお話を聞かせていただきまして、今後の入札については、やはり、やっぱり行方については心配されるという事がございますので、理事者の方にあっては、更なる慎重を期していただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

理事者の方から報告がありましたように、本件については理事者か

ら議案撤回の承認を求められており、最終日の本会議において承認を得ることとなりますので、本委員会においての審査は停止いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議案第55号、議案第56号についての審査は停止いたします。

次に、(4)議案第57号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その3)を議題と致します。

理事者の説明を求めます。 谷口下水道課長。

下水道課長 議案第57号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その3)の説明をさせていただきます。まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

下水道課長 続きまして、2枚目を朗読させていただきます。

( 朗 読 )

下水道課長 添付いたしております付近見取図をご覧くださいませでしょうか。工事概要につきましては、五百井1丁目地内イツボ川沿いに町道403号線を北に向け、法隆寺南1丁目並松商店街南側まで施工する工事で、路線延長といたしまして約200メートル、その内容といたしましては、小口径泥濃推進工法で口径300ミリ、また、取り付け管推進工を7箇所施工する予定でございます。

去る、8月22日に郵便による指名競争入札を執行した結果、斑鳩町法隆寺北1丁目14番15号、株式会社青山組が落札し、8,49

4万5,000円で契約の議決をお願いするものでございます。工事期間につきましては、議決後、平成18年9月25日より、183日、平成19年3月26日までを予定いたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第57号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その3）のご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、何卒、原案どおりご承認いただけますようよろしくお願いいたします。以上です。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたい事があればお受けいたします。

吉川委員 入札については、私は問題ないんですが、ただ全体的にちょっとお願いしときたいんですけれども、前にもお願いしたと思うんですが、私神南からここへ来ますんで、小吉田のところを通過して来ます。そしたら、モデル区間でやってもらった、南側の道のところやっちはんねけど、車向こうから来てもね、知らん顔して向こうむいてるわけや。やっぱりちょっと誘導してもらえたらでんな、もう一つ向こうにもガードマンいはりまんねん。しかし、なんぼいてもろてても、やっぱり、ちょっと注意してもらおうのと見てもらおうのとでんな、変わってくると思うんで、どういう契約内容になったんのか、私分かりませんが、出来るだけちょっとガードマンに、やっぱり車、四差路になってますんで、危険な所なので、注意を促すようお願いしたいのとはすね、それから迂回路の看板ですけれども、小吉田のところでも、こっちへ、今までは私、龍田の農協の前から郵便局の前通って、龍田神社の前の信号渡って、今日もそうして来ましてんけれども、たまたま田んぼの道というのか、三代川沿いに来て、小吉田へ入ろうと思ったら、工事のちょっと手前にならんと、あれがしてないわけですから、工事の。もうちょっと親切身あってもいいんじゃないかと、えらい小さい事になるかも分からんねけど、地元の方は分かっていると思うけれども、我々神南から来たらでんな、ちょっと分からん。また戻ってこう来んなん。

そこらの配慮をですね、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

町 長 幸いというのか昨日、斑鳩町建設業界の安全講習会を初めてやられまして、その席上で藤本部長から、特にガードマンに対して住民から色々ご指摘されるという点については、通行される方々の適格な処置、ありがとうございますと、頭を下げるとかそういうやっぱりガードマン対応を十分徹底するように、これも安全の講習の植付けの機会になるんじゃないかなという事で部長からご指摘を、挨拶の中でおっしゃっていただきまして、出来るだけ安全講習会の中にも、ガードマンの対応あるいは今、迂回路の関係等、また工事の請負看板等、適格にして欲しいと、これによって事故が未然に防げる可能性もございますから、そういう事の指示をいたしておりますので、今後とも十分指示をして参りたいと思ひます。

吉川委員 よろしくお願ひしときます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第57号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

ここで休憩をとります。40分まで休憩いたします。

( 午前10時23分 休憩 )

( 午前10時40分 再開 )

委員長

再開いたします。

次に、継続審査について審査することと致します。

(1) 公共下水道事業に関することについてを議題と致します。

理事者の報告を求めます。谷口下水道課長。

下水道課  
長

それでは、継続審査であります公共下水道に関することについてご報告させていただきます。まず、現在発注済みの公共下水道工事の進捗状況でございます。お手元資料1-1をご覧くださいませでしょうか。前回の事前委員会より、新たに増えました路線についてご報告させていただきます。

まず、今議会に契約の議案として上程致しております、議案第57号、第14工区-2工事でございますが、図中薄青色路線でございます。なお、第19工区-1工事、図中紺色路線につきましては、9月19日に入札を執行する予定でございますが、この工区につきましては夜間施工を基本としておりまして、法隆寺駅舎の建築工事の工程と十分調整を図り、また、周辺住民及び駅利用者等に迷惑がかからないよう安全に施工できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、第13工区-5工事、図中黒色路線でございますが、この路線につきましては9月11日に工事が完了致しております。

また、龍田北汚水幹線2工区のシールド工事につきましては、現在、掘進機は町道101号線、通称猫坂を登りつめ、東へ約100m進みましたスーパー小松様あたりまで進んでおります。その他の路線につきましては、前回の事前委員会から大きく進捗致しておりません。

また、先ほどのとおり議案の撤回をさせていただきました龍田西汚水幹線、図中黄緑色路線及び神南汚水幹線、図中紫色路線につきましては、12月議会に契約議案を上程すべく事務作業を進めて参っております。以上が、町公共下水道の進捗の状況でございます。

次に、公共下水道の供用開始の状況でございます。お手元資料1-2をご覧くださいでしょうか。9月8日現在の状況でございます。確認申請受付件数は1,084件、前回の報告より21件の増でございます。平成18年度におきましては429件の受付を致しております。以下、検査済み件数が1,021件、融資あっせん利用件数が17件、浄化槽雨水貯留施設転用申請件数が9件という状況でございます。今後も、更に公共下水道の利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、公共下水道に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受け致します。

浦野委員 資料1-1の進捗率についてなんですけども、14工区-1、前回8月23日の配布されました図面でも15%、今回9月15日付、15%という事で、同じパーセンテージなんですけども、何か理由あって進んでないという事でしょうか。

下水道課長 推進工事に入る前にも例えば立坑工事とかそういうな進捗の状況でございますので、そうした事からほぼ進捗率と致しましてはほとんど変わらないという事でご理解頂きたいと思えます。

浦野委員 同じく龍田北汚水幹線第2工区赤色の部分なんですけども、私この沿線沿いに住んでますんですけど、夜、耳を澄ましてますと、周りの物音が静かになった時に、ゴトゴトゴトと物音がするんですけど、あれはトロッコでもって土を排出されてる音でしょうか。ちょっと周りの方から毎晩、音しませんかという事で聞いとるんですけども、ちょっと参考にお聞かせ頂けますか。

下水道課 おそらく委員おっしゃってる作業に関する事だとは、トロッコ関係

長                   とか、土砂の搬出の関係で発生している音だろうと思います。間違いないとは思いますが、一応、また事前にちょっと現場の方で確認しまして、委員の方に連絡させて頂きたいと思いますのでよろしくお願い致します。

浦野委員       先程の図面に戻りまして、進捗率の事なんですけれども、並松の24工区、8月の図面では進捗率10%なのが9月15日では5%と落ちてるんですけど、これどういう事ですか。

下水道課長       すいません。これちょっと記入ミスでございます。今現在、水道の移設作業にかかっておりますので、ほぼ10%という事でご理解頂きたいと、前回の資料と変わらないという事でご理解頂きたいと思えます。すいません。

委員長           他にございませんか。

中川委員       先程、浦野委員が質問されました龍田北汚水幹線第2工区の、そのトロッコの音かも知れませんという、夜て何時頃まで作業してされますの。

下水道課長       この現場、シールド工事につきましては、24時間3交替で作業を進めておりますので、そういった事だと思います。

吉川委員       今、浦野委員から指摘あったようにね、説明する時にそのように変わってあったらね、ちょっと説明をやっぱりしてほしいと思うねん。この前、法隆寺の駅見に行ってもでんな、わしら素人やもん、ほんまに一番何なとこよう見やん。後から聞いて見に行ったらこうやという指摘せなん様なとこが出て来る。せやからその時に指摘あったらね。ほんで町の方は、皆で見に行つてましてんのになんでその時に言わらへんのと、こう言わはるけどもね、もうちょっとそのやっぱりわしら



かて素人やもん、わかり易く説明してもらったらね、短時間ですむやつが時間かかってでんな。だから今後そういう点について私はやっぱりもっと配慮をしてほしいと思うんです。前からでもこう説明、今、浦野委員が指摘してくれはったから、こっち見たらあーそうかなど。これ前の見やへんだらわかりまへんやろ、これ。またこんなん覚えてないし、皆。だから今後何もこの件に限らずでんな、もっと誠意を持ってね、私は議員さんに説明をお願いしたいと思います。もうこれはお願いにしておきますので、よろしくこれから配慮してください。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結致します。  
本件については報告を受け、了承をしたということで終わります。  
次に、(2)陳情第1号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その1)、(3)陳情第2号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その2)の2議案を一括議題として進めたいと思いますがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。陳情第1号、陳情第2号については一括議題と致します。

開発許可申請にあたる町への事前協議の状況などの前回委員会での報告後の状況等について理事者の説明を求めます。藤川都市整備課長。

都市整備課長 それでは継続審査でございます、(2)陳情第1号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その1)、及び(3)陳情第2号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その

2) についてご報告をさせていただきます。

前回委員会の後、陳情を頂いております自治会の内、笠町の自治会長さんとお会いをさせて頂く機会がありまして、お聞き致しましたところ、業者から地元への接触もやはりその後なく、動きがやはり見られないという事でした。町と致しましても、特に動きを確認する事が出来てございません。以上の事からこの関係につきまして、変化はないものという風に認識をしております。

以上、(2) 陳情第1号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その1)、及び(3) 陳情第2号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その2)の報告とさせていただきます。よろしくお願い致します。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

中川委員 前回の閉会中の委員会と同じ状態でありますので、どの様に変化するか今のところわかりませんので、このまま継続で今日のところは置いてもうたらどうですやろ。

吉川委員 基本的にはそうなるかと思うんですけども。ちょっと教えて頂きたいんですけども、初め代理人、IAO竹田設計から申請が出たという説明あってですね。その後、それは2社、株式会社大栄不動産ですか。それから近畿中央ビルドから出た。7月24日に株式会社大和ファーストに登記変えがなってるという説明をされてるわけですけども、今聞きますと、業者の方から全然何の折衝もないと、また地元へもないようです。神南も水利かんでますんで、吉川さんどないなったんねやろという事出てますねけど、今の所、業者というんか、やられる方から図面もないし、町へも何も言っておられないようやという事は言うてますけれども、やはり前に説明もらえ、判を押してほしいという事を言うて来られてるんでね、一回代理人の所へでもすな、電話を入れてどないなったんねやという事で聞いてですね、やっ

ぱり陳情出しておられる方には聞いてみるとこんな状態になってると  
いう事のぐらいのやっぱり私は配慮がほしいなと思うんです。やっぱり  
周辺の方もそういう事について関心も持っておられますし、また同意  
の判を押す場合に皆に説明もせなあきませんのでね、だからそういう  
事について、町の考え方やそれと今後の町の対応について、どのよう  
に考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

都市整備 　ただ今のご質問でございます。今回のこの開発事業におきましては、  
課長 　先の7月に所有者、事業主の一人でございます所有者が移転をしたと  
いった事実を前回の委員会で報告をさせて頂いております。その後、  
全く動きを確認が出来ていないというところでございますけれども、  
所有権の移転がされてから一月半程度でございます。色々事業計画等、  
事業者の方でも検討をしておいでになるんかという風に思っております。  
若干時間が経過してきておりますので、もう暫く様子を見まして、  
代理人の方にも再度確認をしながら、その中でどういった計画をして  
るんだという確認を致しまして、今後、例えば計画を改めるようであ  
れば申し出の取り下げといった事も含めまして、代理人と協議をしな  
がら対応させて頂きたいという風に考えております。

吉川委員 　今、課長から答弁頂きましたんで、出来るだけ、実際では、そんな  
もん申請者が説明に来んなんのが普通やと思うんやけどでんな、地元  
の関係もありますんで、今言って頂いたように一つよろしくお願ひし  
たいと思います。ありがとうございます。

浦野委員 　先程、中川委員おっしゃって頂いたように、同じようなあれで結構  
やと、継続でいいと思います。

委員長 　先程、理事者の報告がありましたように、本件については、状況に  
変化がなく本日直ちに結論を出すという事は難しいと思いますので、  
引き続き審査をしていくことに致したいと思いますがご異議ございま

せんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。本件については継続審査と致します。

次に、各課報告事項について、(1) 審議会等見直しにかかるまとめ(中間)について、理事者の報告を求めます。藤本都市建設部長。

都市建設  
部長

それでは、審議会等見直しにかかります中間まとめにつきまして、報告をさせていただきます。

審議会等附属機関等の委員選出基準等の見直しにつきましては、本年5月の議会運営委員会におきまして、見直し作業にかかる日程等についてご報告させて頂き、最終の取り纏めは議会運営委員会で行って頂きたい旨お願いしたところでございます。その際にもお示し致しましたように、斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱を基に、総務部長課長をリーダー、各課の課長補佐級をメンバーとするプロジェクトチームを編成を致しまして、見直し作業を進めて参ったところですが、一定の検討結果案が纏まりましたので、当常任委員会所管にかかりますものについて、ご報告をさせて頂きたいとこの様に思います。

資料2の審議会等附属機関等の見直しにかかる調査表をご覧頂きたいと思います。調査表の上段には地方自治法第180条の5により設置が定められている委員会を記載しております。そして中段には常時選任されている附属機関・その他審議会等を記載しております。また下段には随時選任されている附属機関・その他審議会等を記載しております。表の左側から整理番号、審議会等附属機関等の名称、その他設置根拠、そして設置目的・所掌事務、委員の定数、現在の実数、現在の選出基準などを整理しており、右端に見直し結果(案)を記載を致しております。

まず、整理番号1の斑鳩町農業委員会の設置につきましては、地方

自治法第180条の5第3項によって設置が義務付けられております。委員数につきまして、現委員の任期の事もございまして、今後、農業委員会また議会の意見を賜わる事と致しまして、現在のところ現状どおりにと考えているところでございます。

続きまして、整理番号2番の斑鳩町都市計画審議会についてでございます。

要綱の第5条の委員等の選任の規定のうち、同条第1項第1号の関係、これについては、委員の数は実効性のある審議及び円滑な運営を確保するため、原則として10名以内とするという事につきまして検討致しておりまして、都市計画審議会条例第3条組織の規定では、学識経験者のある者21名以内、町議会議員4名以内となっております。条例定数では25名以内と、現在の実人数は18名となっております。県内市町村の状況を調査致しましたところ、現在の委員実数18名におきましても、市レベルの委員実数となっております事から、選出基準の精査を行いながら、極力要綱の趣旨に順じて定数減を検討しているところであります。

現時点での考え方と致しましては、町の議会議員に関しては政令、「都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」でございますけれども、それにおいて、「市町村都市計画審議会を組織する場合の委員は学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき市町村長が任命する」ものとなっております。町議会の議員につきましては、必ず委員として任命を要するものでございます。なお、政令では審議会の任命する委員の数は5名以上35名以内との規定がありますが、町議会の議員の人数につきましては明記されておらないことから、現在の審議会条例第3条第1項第2号による議員数4名以内となっておりますものを、学識経験者を含む委員数全体を精査した上で、定数減の予定を致しております。また、学識経験のある者につきましても、先程申し上げましたように、現在の審議会委員実人数が県内市レベルの実情でありますことから、選出基準等を精査しながら定数減を検討しているところでございます。これに伴いま

して審議会条例の改正を行ってまいりたいと、このように考えております。

次に、整理番号3番、斑鳩町営住宅入居者選考委員会でございますが、現在定数は7名以内で、選出基準が町議会議員、民生委員、学識経験者となっております。斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱第5条（委員等の選任）の第5号の「町議会議員及び職員は、原則として委員としない」に基づきまして、委員の選出基準から議会議員を除くことで整理を行ってまいりたいと、このように考えております。これに伴いまして斑鳩町営住宅入居者選考委員会規則の改正が必要となり、第4条の「委員は、町議会の議員、民生委員、及び学識経験者のうちから町長が委嘱する。」から町議会の議員を削除し整理を行いたいと考えております。

次に、整理番号4番の斑鳩町旅館建築審査会でございます。

要綱第4条第1項第2号の統合の基準についての関係で、斑鳩町遊技場建築審査会との統合を検討致しましたが、適用条例が異なること及び事案が発生した際に随時設置することから統合の必要がないと考えております。なお、委員等の選任につきましては、要綱第5条第1項第5号、「斑鳩町議会議員及び職員は原則として委員としない。」の規定に準じまして、条例施行規則第4条第1項第1号の町の議会議員2名以内を除き、学識経験者5名以内に改めることとした条例施行規則の改正を行ってまいりたいとこのように考えております。

次に整理番号5番の斑鳩町遊技場建築審査会でございます。

要綱第4条第1項第2号の統合の基準についての関係で先程言いましたように斑鳩町旅館建築審査会との統合で検討を致しましたが、適用条例が異なること及び事案が発生した際に随時設置することから統合の必要がないと、このように考えております。なお、委員の選任につきましても、要綱第5条第1項第5号、「斑鳩町議会議員及び職員は原則として委員としない。」の規定に準じて、条例施行規則第10条第1項第1号の町の議会議員2名以内を除き、学識経験者5名以内に改めることとした条例施行規則の改正を行ってまいりたいと、この

ように考えております。

最後の整理番号6番の斑鳩町住居表示審議会でございます。

要綱第4条第1項第1号の審議会等の設置の見直し及び第5条の委員等の選任について検討を致しましたが、当審議会は臨時に設置されるものでございまして、住居表示の実施、区域の変更等の必要性が生じた際に設置する審議会であることから、審議会の設置は現行のままとすることと致しております。また、実施区域にかかる規模等により自治会等の関係する委員数が変動するために、住居表示審議会施行規則第2条に規定する委員数の35名以内は現行のままと致しまして、今回、住居表示審議会については見直しを行わないことと致しております。

今後は、当常任委員会に報告させて頂きました見直しにかかります検討結果（案）について議会のご意見を頂き、再度プロジェクトチームにおきまして、全体の取り纏めを行い、議会運営委員会で最終の取り纏めをして頂いた後、関係条例の改正案について、本年12月議会に上程、併せて会期中の当常任委員会に規則等についても提出させて頂きたいと考えているところでございます。

以上で、審議会等附属機関等の委員選出基準等の見直しにかかります当常任委員会所管にかかりますものの見直しの検討結果についてのご報告とさせて頂きます。よろしくお願い致します。

委員長 説明が終わりましたので質疑、意見があればお受け致します。

浦野委員 今回の説明の中で、見直しという事でございますけども、資料2の後ろに付けてあります運営に関する要綱という欄のページをめくりまして第5条の3に女性の積極的な委員登用を行うため、1の審議会等の女性委員の割合は「新・女と男が輝く未来計画」に掲げた目標が達成できるよう努める事となってあるにも関わらず、資料2の1ページ目で見ますと、女性の委員数が非常に少ないように思うんです。一つのまちづくりをやっていく中で、やっぱり女性の観点というのは男

性と自ずと異なる観点、素晴らしい感性をお持ちですので、私は兼ねがね女性の登用を希望してるわけなんですけども、斑鳩町都計審です、見直し結果を見ますと、定数減を謳われてますけど、現在、女性が3人おられますけれども、女性をもっと増やすという事が書かれていないのがちょっと残念やなと思うんですけども、また、一つ目の農業委員会、これ女性議員が1名という事で、議会から行かれてる方かなと思うんですけども、見直し結果には空白になってると。そういった事で、女性の登用人数を増やすという観点についてどういったお考えなのかお答え願えますか。

町長 今、浦野委員ご指摘のように、女性委員は絶えず気配りをしながら、女性委員を増やしていこうという気持ちは十分持っておりますものの、この農業委員会におきましても、選挙の関係等については女性の方は出て来られない。あるいはまたこの議会の選出で今1名の女性がおられますけども、あとの関係、農業共済組合、あるいは土地改良区の関係等についても男性であるという事で、今後ともやっぱりそういう中で女性の方が台頭できるような環境づくりは是非ともしていきたいと思っておりますけれども、これもなかなか地域地域によっての関係もございます。あとの関係等についても、我々としては出来るだけ女性の委員の選出をして参りたい、出来るだけ人数を増やしていくという事を考えておりますので、今後ともそういう点については配慮をして参りたいと考えております。

浦野委員 先般も都計審の方で私も委員として出させて頂いた中で、女性委員が2人程、やっぱり男性と違うような視点でものを言われてたなと振り返るとるんですけども、女性委員の割合をどんどん増やしていく、5割・5割まではいきませんが、なかなかいかないと思うんですけども、それに近いような、なっていけば、また町も変わっていく原因になっていくかなと思いますのでよろしく願いしておきます。以上です。



中川委員 その見直しの内容についてはございませんねんけど、学識経験者を選任される時は、町長が指名されると思いますねけどね、この前、吉川議員も浦野議員も一緒やった審議会で、その暴言に近いようなね、興奮してね、色んなとこにいりますけどね、そんな人えろ。そういう人柄もちょっと見て頂いて、選任して頂きたいという事をお願いしておきます。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 続きまして、(2)斑鳩町既存木造住宅耐震診断支援事業について、理事者の報告を求めます。藤川都市整備課長。

都市整備課長 それでは、斑鳩町既存木造住宅耐震診断支援事業につきまして報告をさせていただきます。前回委員会で経過報告として報告を申し上げておりました斑鳩町既存木造住宅耐震診断支援事業の募集につきまして、8月31日で申し込みを締切りをいたしましたところ、20名の募集をさせていただきましたところに対しまして28名の方から応募をいただいております。このことから9月12日(火)地下大会議室におきまして抽選会を開催いたしましたところ、27名の方の出席がありまして、そのうち20名の助成対象者が決定したというところでございます。外れられました、残りしました7名の方につきましては、次点として登録をさせていただきまして、助成決定をいたしております20名の方のうち、助成申請を辞退される方等出た場合、繰り上がり当選とさせていただく事にさせていただいております。現在、助成申請の受付を行っております、20名の方の申請を頂いたのち、決定にかかります審査を行いまして、町から耐震診断協議会へ派遣される診断員の選定依頼をさせていただきます、その後診断員が決定されますと、

町と診断員と申請者の方と3者契約を行いまして、診断が実施されるという事になってきます。

以上が、斑鳩町既存木造住宅耐震診断支援事業についての報告でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 それでは、他に、理事者の方から報告をしておくことはありませんでしょうか。

( な し )

委員長 ないという事で、以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承したということで終わります。

次に、その他について、各委員から質疑意見等ありましたら、お受けいたします。浦野委員。

浦野委員 2点ほどお願いしたいんですが、まず一点目、用途地域の見直しが平成20年度に行われる予定と聞いておるんですけども、その後ですね、用途指定の見直しをしていこうかなという風な候補地というんですか、あがってるんでしょうか。現状でお聞かせください。

都市整備課長 現在のところのご報告をさせていただきます。用途地域の見直しでございますけれども、当初、今年度、県におけます見直しの基本方針が決定をされる、それを受けまして斑鳩町の方が具体的に見直し案につきまして、案を策定していくという予定になってございました。しかしながら、今日までまだ県の方で基本方針の決定という作業がまだ完了していないという事で、基本方針がまだ示されてございません。

示されますと具体的に案を検討いたしまして、またご報告申し上げながら見直し作業に取りかかっていたいという風に考えております。以上です。

浦野委員　そしたら、県とタイアップして、斑鳩町は斑鳩町の要望として、また県からの流れだけじゃなしに、斑鳩から県に対して、という流れもあるかと思imasるので、私、かねがね一般質問でも用途地域の指定で町づくりが、町並みが変わってくると信じておりますので、用途地域というものは非常に大切な作業となってくるかと思imasるので、斑鳩町らしいビジョンでもって、用途地域を見直して行って頂きたいなと思imasるので、よろしく願いしておきます。

二点目なんですけども、龍田大橋西詰、今道路、右折レーンの拡幅という事で、工事がなされております。夜間、その工事現場を歩きますと、非常にどこを歩いていいのかわからない、ちょっと危険物も色々置けてます関係上、通りにくい。歩くだけですと確認しながらいけるんですけど、自転車だとちょっとスピードも出てる関係で、仮歩道設けていただけてるんですけど、ちょっと暗い、以前の外灯が取れたと思うんですけど、ちょっと暗いなというご指摘、地元から2、3受けておりますので、一度点検していただいて、工事期間、約あと数ヶ月ありますけども、事故のないようにという事でお願いしたいなと思うんですけど、その点どうでしょうか。

建設課長　168号線の右折レーンの改良工事、現在行われております。仮歩道につきまして、ちょっと暗いのではないかという事でございますので、現場も町も確認いたしまして県土木の方に対応していただくようお願いして参りたいというように考えております。

委員長　他にございませんでしょうか。吉川委員。

吉川委員　委員長にお願いいたしましてですね、これは出しとく事によって時

間の短縮になるんじゃないか、という私の考え方から出させていただきましたので、ご了解をお願いしたいと思います。

1から6まであるわけなんですけど、5と6、これはちょっと重複なっておりますので、6は町道、町有地の登記についてというのは、5のところと同じでございますので、させていただきたいと思います。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前 11時18分 休憩 )

( 午前 11時22分 再開 )

委員長 再開いたします。吉川委員。

吉川委員 まずですね、私、理事者、担当されておられる方をお願いをしておきたいのと、今まで皆さんから私たちが回答いただいている事についてですね、どういう考え方をもっておられるのか、再度ですね、前にもこの事についてはお願いを申し上げ、指摘をしてるところなんです。それはなぜかと言いますと、各議員から一般質問等また委員会で色々要望等ございます。それに対してですね、町の方は努力、誠意をもってやります、検討いたします、こういう答弁をいただいているわけなんですけども、私は努力とか誠意、検討という事について、町としてどういう考え方をもっておられるのかですね、まず、えらい失礼ですけども、みんなに聞いてたらあれですので、町長と助役と部長に答弁を一つお願いしたい。

町長 吉川委員さんがいつも熱心に取り組んでいただいている、また議会の皆さん方からも一般質問等あるいはこの委員会等で、その他の関係等についても、絶えず斑鳩町の関係等についてのご心配をいただいております。私といたしましても、この県の関係、県との関係について、これは当然やっぱり県とも、郡山土木協議会とかそういう関係等について、

十分協議をしながらですね、あるいはまたそういう点について色々やらさせていただきます。一番問題である三代川の河川の改修等についても、やはり河川敷の関係についても、精力的にやらなきゃいけないという事で、県とも十分、郡山土木と交渉しながら努力をいたしております。あるいは個別予算と工事の進み具合と今後の見通し。あるいは国関係の関係等については、この関係等については色々斑鳩町の関係の予算の内示がございましたら、絶えず国会議員の先生方もご報告ございますし、また我々としては情報察知しながら、そういう関係等について、努力をいたしております。町道里道の関係等についての関係、かねがねも吉川議員をはじめ、色々な皆さん方からご指摘の関係については、我々としては鋭意努力をいたしております。なかなか難しい事もあるわけですが、そういう点については、委員会あるいは本会議等についても、誠心誠意をさせていただきます。用途地域の区域の見直しについても、関係等についても我々としては、やはりいろんな情報をいただく中で、出来るだけ斑鳩町としての今後の斑鳩という町づくりの中で取り組んでいきたいという事で、積極的に県にもご要望申しながら、用途地域の見直しを是非とも取り入れて欲しいという事で、平成20年の関係等についてもご要望申し上げてるわけでございます。あとは町道等、斑鳩町で買収土地の登記についての関係等については、先ほども委員から言われたように、これは私の就任時期からかなり伸展はしてますものの、やはり昭和60年、1985年以前の関係等についてはなかなかまだ難しい点がたくさんあるように思いますけれども、一つひとつしていく事が大事であろうと思います。町道、町有地の登記についても、この関係等についても、用途の関係でございますけれども、出来るだけ我々としては最大限努力をしながら精一杯頑張っておるという事でございます。

最後に努力、誠意、検討、要望と各議員のお願いに対する町の考えですが、私はやっぱり職員常々管理職の方々、あるいは職員の方々も聞いた以上は積極的にいつも私が申し上げるのは、誰からいつ聞いてそして何の返事をしたか、そしてそういう事については出来るだけ全

部分かるように、箇条書きにして整理する事が一番大事であろうという事もいつも申し上げています。そういうチェック機関も十分に發揮いただいて、出来るだけ誠意をもって回答出来るような関係等にしていく事が一番大事だろうという事で常に指示をいたしております。以上です。

吉川委員　もう個々の事はいいんで、努力とはどういう事か、誠意とはどういう事か、その事だけ教えてください。

助　　役　　努力とは、これはあくまでもやはり自分が持っている手腕等によって、第三者に対抗していく能力を持つ事、と私は解釈いたしております。誠意というのはあくまでも相手の身になって考え、そして相手のおっしゃることを十分自分のものとして考えていく、そして公務員の場合は、法律に基づいた事を相手に十分説明するというのが、私は誠意であると。単なる住民のおっしゃってる事を鵜呑みに聞いて、それをもって進んでいくものは誠意と言わない。あくまでもやはり両者が納得していく、という事が私は誠意であろうと、このように思います。

都市建設  
部長　　直接の担当として、誠意をもって対応をさせていただいてると、自分自身はそう思っています。また、努力も精一杯やっていると、今日まで色々な事業に関わらせていただけてきてます。そうした中で、誠意をもって当たらなければ、今助役の方から話がありましたように、相手の事も考えながら話をしていかないと、こちらの事ばかり言っておっても絶対協力は得られないわけですから、そういう事で誠意をもった対応をしていると。そうした事で協力もしていただけてきているものと、このように思っております。今後もそういう方向でやっていきたい、このように思います。

吉川委員　えらい指名して申し訳ないんですけども、私は今、答弁いただいた方も含めてですね、私たちもいつも申し上げますように努力せんなん

いかん事も百も承知でございます。やっぱり議員やって言いにくいという事やなしに、やっぱり議論したとしても、やっぱりこれははっきり言って出来ないんやと、これはここまでやってるけども今のところは難しいという説明等をですね、やっぱり誠意を持ってやってもらいたいと思うんです。努力というのは目標の実現のために精神を粉にしてですね、努めること、骨を折ることである。また誠意とはですな、私欲離れて正直に真面目に、物事に対する気持ち、だから真心ですね。私はこれがやっぱり一番難しいのは分かるねけども、用地交渉なんかには私は一番必要じゃないかと思うんですよ。検討というのは、物事を色々な面からよく調べ、それでいいかどうか考えること、研究する事です。3つとも色々やってもらってても、部長が説明していただいたように、私も何もかもやってないとは申し上げません。しかし、今の現実見てたらどうもそれが足りないように、私は感じるわけなんです。長年、40年も議員さしてもろててですよ、特に最近なってその事が一番心に残る、というのか、だから自分ももっとやらんなあかなという気持ちになってるわけ。今ごろ、もう70になってですね、何言うねやという事になるかも分かりませんが、もっと若い時にそういう気持ちで皆さんと共に頑張ってきたら、もっとよかったのかも分かりませんが、最近特にそれを感じますんでですね、各議員からよく要望出されます。私も申し上げます。それはやっぱり、その言われた事の実現を求め、期待してるわけなんです。強くやっぱり要望しておりますので、やっぱりその気持ちを大事にしてもらってですね、お互いに切磋琢磨して、その実現に向かって進んでもらいたい、という事を強くお願いをします。これは要望やなしにお願いでございます。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、私の質問をさせていただきたいと思うんですが、平成18年度の県関係の斑鳩町の予算について、その場所、その予算額ですな、それに対する工事の進み具合、もう4月から今もう9月ですので半分もうじき終わろかなとしております。県の予算はこんだけあって、今こうや、という事なんですけども、やっぱり町

もそれに対して要望してもらおう、もし町の方であればしたら、やっぱり県会議員、また議員も一つになってですね、県へ要望へ行くように私はお願いしたいと思うんです。私残念に思うのはですね、去年も説明したわけなんです。よその事言うとお叱り受けるか分かりませんが、服部恵竜さんから議会ある毎に議会報告をいただいているわけ。そしたらこれ、ここに書いてあるようにですね、私たちの身近な工事、道路、河川等の主な事業と書いてですね、王寺町は王寺町関係、河合は河合関係、上牧は上牧関係、広陵と4つですか、あるわけですが、これを去年、質問いたしましたら、それは郡山土木は言うてくれない、こういう事なんですけれども、同じ県の中で、それは郡山土木と高田土木とは、また吉野もありますけど、違うかも分かりませんが、予算ではっきりしてる金額です。県の通ってる予算です。それがなぜ、斑鳩町だけ分らないのかね。今年、分かってるかも分かりませんので、今年の方についての、先ほどの私の質問に対して答弁をお願いしたいと思います。

建設課長

県事業のそれぞれ箇所ごとの進捗状況と予算についてということでございますが、それぞれの箇所について現在の進捗状況についてご説明をさせていただきます。

まず、三代川の河川改修についてでございますが、本年度に1件の地権者と補償契約が纏まり、現在、建物等の物件撤去のために建物内の荷物などを整理して頂いているところであります。近々に建物の撤去作業にかかって頂けるものと聞いております。また、未改修部分の下流域から用地協力に向け交渉を県と連携をとりながら進めておりますが、最下流部の集合ビル所有者とも交渉を行っているところであり、また、その上流部の家屋3件についても交渉を進め、一定のご理解は頂いているところでありますが、土地所有者と建物所有者が異なることから残地が狭くなることなどの整理について、調整を行っておるところであり、明後日の18日にも土地所有者と協議を行うこととなっ



ております。今後はその上流部の地権者の方々とも交渉を進めると共に、現在、交渉を進めている箇所については早期に整理できますよう県と連携を図りながら、事業の推進に向けて努力して参りたいと考えております。

次に富雄川の改修事業でございますが、JRの橋梁部分での護岸工事等が平成20年度までかかるとのことであります。その後順次進められていくと聞いておりますが、前回にもご報告させていただきましたが、河川に農業用施設の井堰があることから、これらの施設造り及び補償関係についての交渉を併行して進めて頂くよう要望をしているところであります。

次に国道168号線、龍田大橋西詰め部分における右折レーンの改良工事の進捗状況についてでございますが、本年7月20日から12月28日までの工期で施工されております。

次に、県道大和高田斑鳩線の御幸大橋部分の右折レーンの関係でございますが、現在関係機関との協議を行っているとのことでございます。この新御幸大橋については、耐震補強工事の関係もあり、合せて協議されており、協議が纏まれば工事に入りたいとのことであります。

次に県道天理斑鳩線の拡幅改良事業でございますが、地元の関係者及び地権者との交渉を県と連携し、鋭意努力を重ねてまいりました結果、ご理解を得られた区間について、工事着手されております。

残ります地権者の方々につきましても、県と連携し合意が得られるよう町も努力してまいりたいと考えております。

なお、先程からおっしゃって頂いております県の予算についてでございますが、ただ今ご報告致しましたように、県道天理斑鳩線や三代川の改修事業のように用地買収が必要となる事業等について、地権者との合意に至れば直ぐに対応して頂かなければならない、そういった部分から県におきましては他の事業からそのための予算確保をして頂くこととなります。そうしたことから、事業の進捗により予算的に流動的なこともあり、それぞれの予算額の明示は難しいとのことであります。

以上、簡単ではございますが、県事業のそれぞれ箇所毎の現在の進捗状況と今後の取組みについての報告とさせていただきます。以上です。

吉川委員 私はその施工場所、今、進み具合を説明頂いて、これに対する予算ですね、せやから三代川にはなんぼの県は予算つけてくれてんのかですね、富雄川にはなんぼの予算ついてあんのかそれを知りたいわけや。それは教えてもらえませんかね。

都市建設部長 この県の予算の関係につきましては、本年5月の委員会でも報告をさせていただきましたように、個所付け予算という事でございますので、担当としては個所、また予算的にどれ位あるのか、その辺については聞き及んでいるわけですがけれども、その部分についてはあくまでも県の担当との、公表は県の管理課、土木部の本課ですね、管理課においてもその個所付けされた予算についての公表は配布されていないと。委員おっしゃってる高田土木、なるほど去年のチラシ、しおりを見せて頂きました。そういった部分で掲載されているわけですがけれども、その辺で県の管理課にも、こういう状況があると、斑鳩町として当然それを見られた時には斑鳩も教えてもらえと、こういう指摘があると、どう対応するんやと県の管理課にも申し入れた事実もあるんです。あるんですけれども、今回、郡山土木からその辺の予算を聞かせてもらうにあたってですね、その辺の公表については控えて頂くという事の約束の中で教えてもらってる部分なんで、それを全部表に出させて頂く事については差し控えさせて頂きたい。そうしないと今度担当者同士、来年、再来年という問題生じますんでね、来年もう全く何も聞かされないというような状況になっても困りますんで、ご理解をして頂きたいなど、このように思っております。そうした事で今、建設課長から説明させてもらった部分について、町と県と一緒に動いてると、動いてるという事は予算つけてもらってるわけですから、不足すればなんとか確保してもらおうと、用地交渉で声をかけて、協力しましょと、金ないねんという話になりませんので、どこからでも持って来てくれ

と、こういう話で土木とは話をしておりますので、三代川でも、今年度の予算だけでは、交渉している相手さんから言えば、足らん話になっていきます。そうすれば、どこからか持って来てもらうか、県の公社対応してもらうか、そうしないと仕方ないわけで、半分だけお金払いますから、この半分は来年回しにして下さいと、そんな話にもなりませんから、県としても努力をして予算を確保してもらうと、こういう事ですから、県とも調整をしているところでありますんで、個々の予算については申し訳ございませんけれども、何回も同じような答弁なるわけですけれども、ご理解頂きたいとこのように思います。

吉川委員　　わしその不思議でならんのわね、こないして一人と違いますよ、皆に配ってはんねんこれ。同じ県です。何で斑鳩町そんだけ遠慮せなあかんのかね。この王寺の168号線でも22億、用地買収と道路工事ということで説明まで書いて出てある。斑鳩町はなぜそのそれが私把握できないのかね。次に挙げてある国の関係、これ斑鳩町のバイパス等、それからちょっと後で聞きたいんですけれども、大和川利水とかですな、それから西名阪の改良、挙がってるわけなんです。しかしこれは、斑鳩町はなんぼていうのは書いてなかってですね、大和川で言うると大和郡山市、奈良市、生駒市、安堵町、斑鳩町という事で、121億400万円ついてるわけです。そういう予算、この中で斑鳩町はどこやってもらえんのやと、この位は把握しとくべきだと思うんですよ。それも把握できやんというのは不思議でかなんわ。ほな県会議員か国会議員使ってやったら、こんなやつやったらすぐ送ってくれますやんか。それを何故その担当課でも把握できやんというのはね、わし何故できやへんのか不思議でかなんわ。そこらに対してわしは不信感もあるし、努力足らんのちゃうんかと言いたくなるわけ。言ってる本人も難しい問題についてはいつも言うてるように難しいのはようわかりまんねやん。わかんねんけども、同じ奈良県ですやんか、この場合。堂々ところ出してやんねもん。調べてもらって出してもうてんのとちゃうねやん。皆に配ってやんねんやん。なんで、郡山土木だけそ

れができないのかね。またわしも一回調べようと思てんねんけど、安堵とかその他大和郡山市とか生駒市も郡山土木でんな。そこらも、県会議員がいつでも絶対これ出さないのかですな。せめてそんな小さい内容までは、これ今は斑鳩町の何あるから言ってもらったけどもでんな、よりもやっぱり、あ、三代川にこんだけつけてもろてんねんな、それに対してこんだけ努力してもうてんねんなと。やっぱりそう言えるようにですね、私はお互いに努力するべきやと思うんです。これはもう絶対あきませんか、斑鳩町は。それだけ答えて下さい。

町 長

郡山土木の関係等については、7月に郡山土木協議会、生駒市、それから郡山市、そして安堵町、それから斑鳩町、三郷、平群、この会議がございます。その中で事業の関係等について、郡山土木から管内の状況説明をされます。先だってこの三代川の河川改修で、最終的に私に会いに来られて、町長の家関係もございませうからという事で、私は大いにそういう点では進んでほしいと、一番問題の喜多興産の問題等についても、概ねだいたい先方との了解は出来たものの、6メートルという事で、当初は4メートル50しか県も考えておらない。6メートルとあってどうしていくか、1メートル50は町の方でもって頂かなければいけないかという事をご判断願いたいという事で、それはもう結果的にそういう事であれば努力していかなかったら前にも進んでいかない、私どももそういう点では借地の関係等について、その借地の方の了解が得られれば、そら今年中にでもそういう解体あるいはまたそういう計画をして頂けるという事で、その時に私どもの議員さんの方から葛城、高田管内の関係等については、服部恵竜県会議員さんの関係で、個人的に、王寺、あるいは上牧、河合、広陵の関係のその説明をされるけども、私どももそういう関係等についてはお金は全然おっしゃって頂けないという事についてはこれどうなっておりますかという事も再度つきあわせております。なかなかそういう点についてはよう返答はしてくれませんし、おそらく難しい問題があると思います。予算というのは、国の関係でも国会議員から皆様方の所へ、

内示来たら、皆来ます。そういう中でも、この斑鳩パークウェイについても、仮に1,000万円の調査費つけたかて、1,000万円の調査出来なかったら、その金は近畿整備局の管内で流れていくわけですね。1億の予算つけてもうてもそういう点についてはなかなか流れていくという事で、ここで執行できなくなったらどこかへ流れていくという事で終わってるわけですけども、この郡山土木協議会管内もやっぱり生駒、あるいは斑鳩、あるいはそういうところで仕事が出来れば、そこへ充当していくという事で、今現在も三代川の関係等もそれが進んでいけば、そこに予算をつけようという事でなっておりますので、なかなかそういう関係等については的確なその予算が、その服部恵竜県会議員さんが自分で出されておりますそういう管内の関係等についての事はなかなか出来ないというのか、出して頂けないというのが現状でございます。我々としては努力が足りないのか、そういう点については何回か私どもから申し入れをさせて頂いてます。そういう関係についても大変皆さん方からご意見等は頂きますし、郡山土木協議会の中でも草刈の関係等については年2回という事でなっとるやないかという事についても、委員の中から、我々の中から0.5回やないかという事も実際おっしゃってる関係もでございます。そういう関係等についてですね、色々我々としては、郡山土木協議会としての使命というのか、そういう努力は致してますものの、なかなかそういう点についての回答が出ないというのが現実でございます。

吉川委員 前も1億という金を斑鳩町についていながら、生駒へ持って行かれたという敬意もありますな。そんな場合はいわゆる斑鳩町、用地交渉行ってるけども見通しが見つからない、もう無理やという事で、生駒の大和川へ持っていくと、そういう事は斑鳩町の了解というんか、説明はされんのかですね。そんなん斑鳩町に予算つけてもうてでんな。他に斑鳩町でもやらんなんどこあるわけや。竜田川の堤防の改修で6メートルにすると言いつきながらそこも出来ないやろ。それわしも議員を通じてしたら、いや1億なにしたるから今度はいけませと、その

時は言うてはってん。ほんで今度聞いたらもうよそへ持っていかれてんねん。こんなではね、町がよ一なるはずあらへん。ただそんなんへいへいとは言うてはらへんとは思うねけどね。斑鳩町にはありがたい事に二人の県会議員おられんねんからでんな。大いにこの二人にお願いしてでんな。やっぱり斑鳩町へ予算を配分してもらえるように、そういう努力せんないかんし、またそれを執行できるように県も努力してもらわないかんけども、やっぱり地元も努力せんとでんな。工事みたいな進まないと思うんです。一回、奈良県の工事の進み具合とか調べてみなはれな。斑鳩町の、その進み具合と。そら聖徳太子の教えやないけど、和を持って尊し、それはまあ確かにいい言葉であり、それでいけたら一番ありがたいわけやけども、やっぱりそうはいかん場合があるわけなんです。今のような状態でいくと、なんぼでも斑鳩町は遅れていきます。特にそらこないだの財政検討委員会でも一緒や。言われるのも無理あらへん。もう少しやっぱりみんなで努力してでんな、一つでも、努力する前にそれに対する検討をしてもらわないかんわけや。それをやってでんな、やっぱりちょっとでも前進むように、最大の努力を私は重ねてもらいたいと思うんです。一番は、一つ目はこれで終わりますんで、国の関係でわかってあるところあったら、個所と予算だけで結構ですんで、教えて頂きたい。

都市整備課長 国の関係の予算という事でございますけれども、斑鳩パークウェイ関連で25号の関係と致しまして、斑鳩バイパスに今年度、4億3千万円が計上されておりました、斑鳩パークウェイ事業に取り組んで頂いておるところでございます。

吉川委員 これだけでっか。国関係は。

都市整備課長 現在、国道関係につきまして、私が確認しておりますところ、斑鳩バイパスの予算という事でございます。報告をさせて頂きたいと思っております。

町 長 先程も吉川委員から申されたように、大和川関係も出てますけれども、これはもうその沿線の関係で、大和郡山とか安堵、斑鳩の総額の予算というのか、そういう関係の内示はされております。あとは、バイパス関係とか、あるいは都市計画の関係とかの関係が内示をされてますし、藤ノ木の関係とかの予算内示も頂いております関係ですね。先だっても中宮寺の施設の買上げ等の償還金の関係で、330万円か、この金額が内示をされております。

吉川委員 今、大和川関係についてもですね、121億400万円ついてるわけです。その中に斑鳩町もあるわけ。ほんだら斑鳩町はどこやってくれんねやと。もう斑鳩町、もう1億やねん、4千万やねんというのはそれは結構ですんで、数字は。どこを今度は斑鳩町、国の予算でやってくれんねやとその位の把握位はでんな、私は持ってんなんいかんと思うんですよ。やっぱり機会あるごとに、行った時に、この際やっぱり執行してもらって、ここ直してもらわないかんという陳情を私は重ねていかなあかんと思うんです。それは県、まあこれ今、国ですけれども、国にしろ県にしろ、議会もやっぱり皆で努力してでんな、陳情に行くなり、何も東京行かんでもでんな、ここ国道事務所も河川の事務所も近くにあんねからでんな。やっぱりお願いにあがると、訴えに行くというのは私は大事やと思うんです。やっぱり向こうも誠意認めてくれまんがな。仮に物事すんのに、文書で協力してくなはれとば一と送とくのとでんな、やっぱり持って行って、顔合わして言うのとではえらい違いや。私はそこらの差やと思う。事務的にやるんやなしに、やっぱり態度で表してでんな、ほんで努力してもらわなでんな、ようなりまへんがな、そんなもん。

都市整備課長 すいません。先程ちょっと申し上げておらなかった所でございますけれども、神南の第1緑地、私どもで占有している部分なんですけれども、その南浦樋門の所で、浄化施設の設置工事を今検討をされて

おりまして、現在、占用区域内で具体的に工事の関係につきまして協議頂いているという状況でございます。

吉川委員　　今、説明頂いたように、やっぱりそういうとこしつかり、なんというか覚えておいてもうてでんな、機会あった時にはやっぱりどないなあってまんねんということで話をしてほしいわけや。斑鳩町もやっぱり気留めとんねんなど、それはやらんとでんな、そんなん行くわ何も言わんわでんな、では私は本当に進みまへんでそんなん。前にも申し上げたように、特に今、都市計画課大変でんがな。バイパスやらんなん、法隆寺線やらんなん、そら行って、そうですか、ほんなら協力しますわと、それやったらええけどそうは行きまへんがな、そんなん。せやからもしやっぱりそういうな所把握してでんな、私はちょっとでも進む、またそれに対して斑鳩町で協力できる事は協力さしてもらってでんな、町、えらい失礼やけど、町で行くよりも地元の方が行ってもらう方がなる話もあるわけでんがな。これはもう皆さん経験して頂いてると思う。せやからやっぱりそういうなんを利用すると言うたらえらいその方に失礼やけどでんな。利用させてもらってでんな。斑鳩町の将来のためやという事ででんな、やっぱりお願いに上がってもらわんとでんな、今のこんな状態では本当にどないなあってんねやと。御幸橋にしてもでんな、これは西名阪のこの関係は、法隆寺インターから降りて来る入り口の関係、その周囲の整備の関係じゃないかと、これは私自身で考えていたら、ひょっとしたら皆さん把握して頂いてると思って過ごしてるわけです。せやからそういうなもんをやっぱり把握してもらってですな、国もそうして考えてもうてるんですから、県も考えてもうてる事は確かやから、大和川工事事務所に行ってもうて、交渉してもうてる事も聞いてますねや。もう少しその全体を把握して、ちょっとでもやっぱり、予算付けてもらったらそれを執行してもらおう、その工事をやってもらおうようにこれは私は大いに努力をすべきだとそう私は考えますんでですね、もうお願い、またえらい言葉汚いと言うんか、うまい事おだてては私らよう言いまへんので、一つ意のある所



をこう汲んでもらってですね、検討してもらい、また努力を私は重ねてもらいたい。特に今年は無理にしてもでんな、私は19年度についてはでんな、もうわしはおりまへんけども、国の予算、県の予算はここについたるねんなという事ぐらいは把握できる体制をですね、私は特にお願いをしておきたいと。で、それに向かって、皆さんで、みんな町民にもお願いせないかんで、しゃんないけませんので、道一つ広げんのに。努力をしていくという体制をですね、私は是非とって頂きたい、こう思いますので、よろしくお願いを申し上げておきます。もう要望等は申しません。よろしくお願いしたいと思います。

3番目の町道、里道の管理ですねんけど、これはもう何十年も前から町道、特に町道はみ出ししてる所、また自分どこへ車庫入れるのに坂になってあるから、前、大きな鉄板をでんな、その70センチ位出たるところあるわ。これ事故ないからいいものの、事故あったらどうします。やっぱり町もいけませんで。それも言うた時は本人さんにも連絡もしてもらったと思いますし、お願いもしてもらったと思うんですけどね、最近全然動いてるようにもない。吉川さんまた言うとりわという考え方でんがな、はっきり言って。それでは困ると思う。里道にしてもこらみんなの道やと言いまんねん、みんなに。せやから町へもお願いして、その本人に行ってもらいましたし。神南自治会も含めましてお願いに行ってます。しかし完全には直ってない。これみんなの財産でんねん。それ守るのはやっぱり町でんがな。もう少し真剣に私は考えてもらいたいと思う。このことについて、町の見解を聞かせて下さい。

建設課長 町道、里道の管理についてでございますけれども、今、委員さんおっしゃってもらってますように、なかなか対応が遅いというご指摘を頂いておりますが、道路パトロールとか地域住民の方から通報を頂きましたならば、直ぐに行かせて頂いて、確認し、対応をさせて頂いておるわけでございますけども、なかなかその指導に対して、改善して頂けないという部分もございますが、そういった事ではなしに、やは

りみんなの道路でございますので、そういった事も含め改善して頂くように町も努力していきますし、また自治会の住民の方々にも協力を頂いて、指導を行っていきたいという風に考えております。今、おっしゃって、これは町内全般的な事で言わせて頂きましたけども、今ご指摘頂いてる部分につきましても、生け垣のはみ出しについて、今年の8月にも担当の方で話を、自治会長さんの方にお話をさせて頂いて、指導をしていこうという事でちょっとお願いはさせて頂いているところでございます。以上でございます。

吉川委員 難しい点というか、素直に聞いてくれはる人だったらいいんですけども、やっぱり出してはる人については、そういう人は少ないわけです。それをやっぱり町の方で指導し、何してくれんの、大変努力がいると思うんですけど、やっぱり一番困るのは、そんなん吉川さんあこの出てますやんけ、何であこの先直してもうてきなはれ、ほんなやったら、わしもやります。こういう言い方ははるわけ。そうじゃない。やっぱりあこのもそらやってもらわれないかんけども、お宅さんもやっぱりやって今の事言うてくれはったら、わしら向こうへは言い易い。同じ事ですんで、一つ皆協力し、また自分がそこ一番毎日通りまんねやないけ。そういう事も申し上げて、お願いにもあがっております。今、課長の方からお話ありましたんで、こういう所がないようにですね、私はわかってる所からでもですね、ちゃんとした明示願を出させるとかですね、やっぱりちゃんとした処置を私は強固にとってもらいたいと思う。これももうお願いにしときます。

4番目ですけど、先程、浦野委員から用途地域の見直しについてお話がございました。私の言いたいのはですな、やっぱり斑鳩町の将来考えて、まあ浦野さんおっしゃって頂いたわけなんですけど、そら斑鳩町の将来こうあるべきだと、やっぱりこの地域は用途地域でこういう地域にせないかん、あこは今、商売屋が多いからこういう地域にせないかんとかね、やっぱり斑鳩町である程度の案を持ってでんな、それを県へもっと強固にね、私は推薦、依頼、お願いをすべきだと思うん

です。今、聞いてますと、いや県の何が決まってないんで言えません  
ばかりや。そんなんでも斑鳩町ようになりまっか。自分ら住む町です  
やんか。斑鳩町は斑鳩町の私はやっぱり法隆寺のお寺が中心だと思  
うんですよ。やっぱり斑鳩町、あー法隆寺のあるところやなど。その町を  
やっぱり一番斑鳩町に相応しい町にするためにはやっぱり皆さんの知  
恵を絞ってもらわないかんわけや。部長聞いてんのか、われ。そんな  
事してるから事業も進まへんのじゃ。これ書いといて。ほんまやで。  
人がしゃべってる時にやな、なんちゅう態度ど。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午後 0時 9分 休憩 )

( 午後 0時11分 再開 )

吉川委員 もうちょっと私はね、真剣に取り組んでもらいたいと思うねん。何  
故、前にも何べんも申し上げてると思うんやけども、各事業について  
もでんな、何故遅れてるんやという検討を考えてもらいたいという事  
を何べんも要望してるわけや。それ真剣に考えてくれてへん。もうち  
よっと、職員になる時どない言うてなはんので。住民の公僕になると  
いう事を言うてなはんねや。それを忘れてもうたら困るがな。私も口  
悪く言うのはもっと慎まなんかもわからんけどもね。わし何も皆さん  
をこけ下げて何して言おうとは何も思うてやいん。ただやっぱり斑鳩  
町のためにもう少しやっぱり目に見えた進み方をしてほしいから願  
いしてるだけや。斑鳩町、わしも40年間させてもうてね、今まで仮  
りだれか、失礼やけど、今日共産党おられないから、保守系の議員で  
反対したら、仮に私が反対したら、そんなん吉川さんやっぱりこう  
こうやでて、やっぱり同僚が言うてくれるわけや。また、あべこべに誰  
かが言うたらまあこうやってん、やっぱりどうしたってもらいたい、  
賛成していこうやないかと、ほんでもた言う事は言おうやという事で  
やって来てるわけですやんか。完全に何して、対立して何した事あら

しまへんやんか。それをええ事にね、されてたんではこっちはたまったもんやあらへん。私ももうそないあれがないので、自分のここはやっとかんなんところ思う所は、皆さんにもえらいもう本当に努力してもうてますけれどもですな、やっぱり今やっとかな、一つの例が、今やったら一人でいける相続がでんな、そこほっとくために何人にもなっていくわけです。笠町の地区みたいに北海道から九州まで相続人がいる。長男のところ行ったら、そなん吉川さんわしもう道なつたるもん構しまへん、わし押しますもんと言うてくれはるけども、いや法的にはそれはあきまへんねんと。また、考えてみたらこっちから順番に北海道からもらいに行つて、郵送してもうたり、送つてもうたり仮に協力してもうたとしてもでんな、今度終わつてしもうたら、またこっちはおられない。せやから私は出来るだけ早くでんな、片付けてもらいたい。だから今後も内容については申し上げませんが、一つ最大の私は努力をですな、惜しまないという事を私は言ってもらいたい。

それと、5番目の町道と斑鳩町の土地なんですけれども、私、前にも申し上げたと思うんですけれども、今、ちょうど小野議員見えたけれども、国調の事もせんど二人で言うてきました。今の、先程から言うてる里道とかその何の問題も皆、解決するわけです。そら確かにそのやる時にお金もかかるし、時間もかかると思います。王寺町もやられてる所は今、本当に楽でんがな。168号線のここでも。やっぱりそれされてない所はやっぱりもめるといふのか、決定されないのが現実です。私は出来たらコンピューターというんか、色々あれもありますんで、道路台帳もでんな、もっと簡単にここは町道やけど町有地になつたるな、ここはなつてないなていう位はでんな、また何メートル下にはガス管入つたる、水道管入つたる、下水道管入つたる、その位の何はでんな、それに今の時代やから直にに出来ると思うんです。確かに機械とか作業にはお金かかるといふけども、1回かけたら後は楽だと思ふんです。そらわし今これ皆さんにお願いし、えらい言葉悪く言うてる。これ前の方がやつてもうてたら、今の方向もする事いらん

ねわ、その作業については。せやから、そない言うて今のこれ他の課へ言う訳にはいかへん。やっぱり担当課でやってもらわなあかん。そこから理解して、私はその一点だけですね、この買収された土地、また町道の管理についてのこれからの基本的な考え方だけ聞かせて下さい。

建設課長　　まず初めに言われましたように、誠意を持って努力していくという事につきまして、私の立場として、今もそうですし、これからもそういう気持ちでやっていくという風に考えております。

それから、町道等の、買収土地の適正な管理についてでございますけれども、特に前々からおっしゃって頂いております道路敷地の所有権の整理については、非常に重要であるという風に考えております。今後も新設改良及び新規認定の際には確実な移転登記を行って参りたいと考えております。また、過去の町道認定における未登記物件につきましても、その所在の把握に努め、整理をして参りたいと考えております。以上でございます。

吉川委員　　これで終わります。色々申し上げましたけれども、もう少し内容をお話したかったんですけども、今後の皆さんの努力、特に私は自分でもこないして言うてますんで、もし仮に私で間に合う事あったらですな、お金まで出してよう行きまへんけども、自分の体で行ける所やったらどこでも行きますんで。利用というんか、お互いに努力したいと、こういう考えでおりますんで、今後も続けて、今、課長言って頂いた点で最大の努力をして頂くようお願いをして終わります。長時間ありがとうございました。

委員長　　その他について、他にございませんでしょうか。

小野委員　　ちょっと中座して申し訳ないんですけど、電話したらまだ委員会が開かれてるという事でちょっと飛んで帰ってきたんですけど、またち

よっと吉川委員が懐かしい事を、私としては懐かしい事ですね、国調という事で、私も11年の時の最終の第5次の始まる前の一般質問で、揃ってやる気ないという事で言われて、なんちゅう事やという事で諦めてたんですけどね。やっぱりせなあかん。国調やらなんあかんと思うしね。今どういう議論でされてたんかちょっと途中でわからないんですけどね、一点だけ聞かせといてほしいんですけどね、その国調の担当課というのは何と、どういう具合になるのか、もう一回聞かせてほしい。あの、当時3年から7年の中間見直しの時には財政課や言うてみたり、その前は農林商工課や言うてみたり、その都度、その都度、担当を変えておられるんですね。そうする事によってはっきり言って職員の皆さんは自分とこ当たらんかったらそんでいいねんという感じ、これなきにしもあらずですよ。それで最終的に第5次が発する12年に向かって、私は11年に各部に対して色んな意味で国調のそのメリットいう事を話をしました。そしてその3部長は全て国調に必要性は感じますが、見送りますと。10年のその、見送ると、10年先まで見送ると、その事を繰り返して来てたんですね。それでまあ色々登記法の事も変わってきてます。もう国としたら、国調なり今の14条地図備わってるという事でその登記法が当然ああいう風に変わっていくんです。なんであんな無茶な、登記法変えるんやというて一瞬思たけど、今度、自治体が何も動かないから国としたらもう10年前、20年前から順序追うて地図は備わってる状態を想定しての登記の変更なんですよね。で、忘れもしません、その7年の中間見直しの時に当時の太郎田総務部長からね、国調の必要性いう事については、住民のですよ、トラブルを未然に防ぐ、住民のためにやっぱりやるべきですよ。その時にはもう一つとして、今、吉川委員がおっしゃってるように公共事業の推進に役立つと、二つの大きな柱を言うて、中間見直しですから今まだ出来ませんという事でね。それで12年からの第5次が始まるのを楽しみにして、11年にその事を言い出したら、揃ってですよ、必要性は認めますけれども見送ります。10年先まで見送るんですか。そういう事も色々あってあきれてもう言えて

ないんですがね、担当課というかね、その町としてはほんまにその気があるのかどうかとかね。私はね、奈良地方法務局の幹部にもねはっきりと言われてるんですよ。斑鳩町やってほしいんですよ。あの公図やったら、とつてもやないけどこれから登記進まないですよ。それは個人的にも言われてるんです。だけど受け皿が私はないように思うんです。国調に対しての研究でもしておられるんか、その研究する場所はね、何課でよろしいんですかね。ちょっとその点だけ聞かせていただけますか。

助 役

この国調につきましては、これまで小野委員はじめ、他の議員から町の取り組みについての考え方を頂いたところでございます。また、他の関係機関からも斑鳩町で国調の実施を行うことの指示を頂いた経緯がございまして。国調に取り組む会議というものもございました。そういう中で、この国調について斑鳩町はどうしよかという事の判断をして参ったところでございますけれども、これまでの答弁どおり斑鳩町としては、非常に市街地的な地域であるという事から非常に難しいのではないかと判断し、国調の実施を控えてきた経緯がございまして。ご指摘を受けると思うんですが、国調に取り組むのは難しいのではないかというような事の考えから、国調については取り組まない方針を貫いて参りました。これも小野委員がおっしゃいます国調の公図は正確性があると言われておりますように、こうして国調で作成した公図は国調をしていない現在の公図より正確と言われることがあります。不動産登記法によるいわゆる作図された国調による公図は、トラブルは起こらないということは我々もよく知ってます。そういう事を知りながら実施の難しさがあり、我々としても悩んでるという状況でございます。

小野委員

突然帰って来て、こう話するのもいかんし、もう時間も12時回ってますので、ちょっと一点だけ、他の事と言うかね。一般質問の中でね、同僚議員がね、道路新設改良工事施工に伴う用地巾杭の設置に

ついてという事でね、私の資格でもあります、施工前に土地家屋調査士により用地巾杭を設置しているんだという事で、それで一定の答弁を頂いてる。私は色々事情あるからそこで留まってるんだと思うんですね。その意味もわかるんですがね、はっきり申し上げて、その質問者がね、結局私らの同業者の土地家屋調査士の仕事を少のせえと言うてるように聞こえるからあの答弁で止まってるんだという事なんですよ。私はそういう事自体がおかしいなと思うんですよ。だから確かに今日こうして幹部連中はしっかりと認識されたいと思うんですが、係員の方が現場を見られてる時に、その用地巾杭、答弁、部長が答弁されたんはそれで正しい。同僚議員も一番心配してるのは二重払い。その実際としてね、その用地巾杭を打ったとこで、そら打つのは土地家屋調査士の仕事です、計画の。それで斑鳩町はもう、この質問者が元職員ですから、この人によってと言うても過言じゃないと思います。やっぱり住民のために間違っただけの齟齬のあるような分筆図面をこしらえたらだめだから、施工後の構造物をもう一度測り直して分筆しよう。それについてはだいぶ色々やり方について、色んな今までのやり方、それからそれについての抵抗もあったんです。だけど彼、今の同僚議員ですが、彼が現職員の時に色々頑張ってもらったし、そして住民に対してのま一言うたら正確さを保つために、将来に対してのそういうトラブルをなくすためにも、施工後、分筆しよう。そうする事が一番経済的であるという事で今さしてもらってる。その事があるんだから、今、調査士に用地巾杭を設置してくれと、現場から言われてるのはね、どういう状態かというのは皆さん知っておられると思うんですね。話される時点。それはもう現場へも入って、そして床堀をした、専門的になってくるのか知らんけど床堀わかんと思う、床堀してそこへベース打って、そこへ測点を落としてくれと。これはね、同僚議員も言ってたようにこれはまさしく建設業者の技術量、技術の範囲なんです。その事が最初の頃はね、やはりそういう誤解されてるなという事はわかりながら行ってたこともあるんですよ。だけど私はもう一切行ってないです。それはおたくらの仕事です。データを渡しましょ



う。それを、そういう事を出来ないとはっきり言わはる人いるんですよ。そういう逆打ちという作業を出来ない。それはおかしいですよ。技術屋がいるでしょうという事でね。私も土木の現場監督の経験あるんですよ。そしたらね、そのそこへベースの上へ落とそうとしたらね、測量のやり方違うんです。その通りしながら、つきだしという事やっていったら、現場の進み具合に、後戻りせんように、待ち時間を作らんように出来るんです。そこへ他の業種のもんがどちらかの依頼で行ったらね、やっぱりその現場が半日、1日止まるんですよ。止めやな出来ないんですよ。だからその請負したとこの技術屋、この時も言うてはるけどね、この丁張等の設置は請負側で設置するというのはこれ当たり前の話なんです。だから丁張と一緒になんです。それを調査士という他のもんが行くという事、行かせると言うんですか。それは、色んな役場の方でね、調査士にそのデータをもらって、調査士にやってもらえとは絶対言うてはれへんと、それで頼って来られると、そういう事が起きとるんですよ。だからそこらについて、もっとね細かい認識を、話をしてもらいたいなど。そして現場で、その工事現場で齟齬のないように、また、二重払いという事は一番困りますしね、それが当然のようにその、こんな事言うたら請負業者に怒られるかわからへんけど、それはガードマンの話と一緒にですよ。当然その請負金額の中に入ってますよ。だけど町の方で現場のもんが、その捨てコンを打った時、ベースが出来た時に測点を打ってもらいますよと言うたら、それはこっちで町の方で負担してもうてると誤解される事もありますのでね、この際きちっと認識をしてもらいたいし、その様に職員の方にも認識してもらいたいし、落札者というか契約、建設業者の方にもそういう認識を持ってもらいたいと思うんですが、その事についてどのように考えておられるのか、どの様にされるのかね。昨日なんか建設業者への、先程ガードマンの事もね、町長言うてはったと思うんですけど。そういう事も踏まえて町内業者にもね、そういう話されたのかという事も含めてちょっとご答弁願いたいと思います。

藤本部長 昨日の建設業協会の研修会の中ではこの話はさせて頂いておりません。一般質問の答弁の中で、議員がご指摘をされた、また今、小野委員にも言って頂いておりますように、当然、請負業者の方でやるべき仕事という事になって参りますんで、当然、その部分については事業担当課として徹底した対応をして参りたいと。一般質問の中で計画線を明示するという意味あいもあってと、このように答弁はさせて頂いとるわけですけれども、計画線を明示する測点が全く示されていないという意味あいでもそういうお答えをさせて頂いたわけでありましてけれども、今ご指摘あるように、掘りかたやって中へ落とすという事についてはそういう意味あいからも外れてくるという事にもなりますので、徹底した対応をして参りたいとこのように考えてますので、よろしくお願いを致します。

委員長 他にございませんでしょうか。

吉川委員 ちょっと確認。斑鳩町は大和川流域総合下水対策協議会は入っておられまん。

( 「入ってる。」との声あり )

吉川委員 そうだな。はい、すいません。

委員長 他にございませんでしょうか。

ちょっと時間がおして申し訳ないんですけども、僕の方からちょっと一点だけお願いしたいんですけど、先日、事前委員会でも報告がありましたように、町営住宅の移転についてがありますけども、現在の状況、また、こないだ先日報告をして頂いた内容についてはもう承知しておる次第です。しかし、私もちょっと現場を見させて頂きまして、本当にこう老朽化というよりももう危険な状態になってるというのが実感でございます。理事者においても各課、担当課も心配されて何回

か行っておられるというような現状もお聞きしました。その中において、交渉を続けていくというのが大事なんですけども、やはりずっと交渉を続けていくのか、いつかの時点においてやはり住民の身の安全を考えるとという意味において、やはりいつかの時点において早期にまた検討する必要があるんかどうかという事をちょっとお聞きしたいと思います。

建設課長 前回、町営住宅の興留東団地と正隆寺団地の方の老朽化についてご報告をさせて頂きました。その中で、入居者の方に対しまして他の町営住宅等についての移転について意向を確認させて頂いているというご報告を申し上げました。今おっしゃって頂いてますように、ほとんど住み慣れた、長く住み慣れた人、高齢者の方が非常に多い中でなかなか直ぐにというわけにはいかないという状況という事がございまして、そういった事から、出来るだけ替わって頂くというのがベストなわけなんですけども、ある程度の時間は必要かなという風に考えておりますので、今おっしゃって頂いている、直ぐにやはり対応して、補修なり改修していかなければならない部分についてはやはりやって行かなければならないという風に考えております。

委員長 わかりました。その他についてはございませんね。  
その他についても、これをもって終了いたします。  
なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いしておきます。

次に、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配

布しております先進地視察計画書のとおり実施することにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、先進地視察計画書のとおり、手続きをとっていただけるよう、お取り計らいをお願いしておきます。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

長時間ご苦勞さまでございました。

( 午後12時39分 閉会 )